

平成18年 6 月16日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御 門		敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育	長	小 野 原		利	幸
庶 務 課 長 補 佐		光	武	な つ	み
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
同和対策課長兼生涯学習課参事		関		正	和
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ 瀬		健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 6 月16日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成17年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 平成17年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 平成18年度鹿島市土地開発公社事業計画について |
| 日程第 5 | 議案第31号 | 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 鹿島市国民保護協議会条例の制定について |
| | 議案第34号 | 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定について（大綱質疑、委員会付託） |
| 日程第 8 | 議案第35号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第36号 | 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第37号 | 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第38号 | 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第39号 | 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第40号 | 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 議案第41号 | 鹿島市心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第１ 報告第１号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第１．報告第１号 平成17年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第１号 平成17年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書の２ページをごらんください。

この水道事業会計出資金にかかわる繰越明許費の設定につきましては、去る３月の定例会において平成17年度の一般会計補正予算の一部として議決をいただいております、用地交渉や補償交渉のおくれなどから平成18年度に繰り越して使用するものでございますが、今回、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書を調製し報告いたしますのでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第１号は終わります。

日程第２ 報告第２号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第２．報告第２号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

報告第２号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の３ページでございます。

この件につきましては、去る18年３月の定例市議会におきまして、補正予算として37,500千円の繰越明許費の設定につきまして議決をいただいたところでございます。繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりまして、これを報告

するものでございます。4ページの方に表をおつけして、財源内訳を記しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．報告第3号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

それでは、報告第3号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページでございます。

建設改良費の繰り越し2件ありますが、1件目は県営鹿島川総合開発事業中木庭ダム建設事業費5,220,000千円のうち338,000千円が繰り越されたことに伴い、その8.7%である水源開発費29,406千円を平成18年度へ繰り越して使用するものです。

また、同じく改良費の他事業に関連いたします配水管布設替工事で年度内の工事完了ができなかったため、8,410,500円を同じく平成18年度へ繰り越して使用するため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものであります。

なお、財源の内訳につきましては6ページに掲げております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．報告第4号 平成18年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第4号 平成18年度鹿島市土地開発公社事業計画について御報告申し上げます。

別冊の平成18年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。

報告書の1ページをごらんください。

鹿島市土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年に設立されて以来、市の事業との整合を図りつつ、市からの委託に基づき事業を実施してまいりましたが、平成16年度からは必要最小限の経費のみを計上し、事業活動は休止いたしております。

平成18年度の収入支出予算でございますが、第2条第1項、収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ55千円といたしております。

2ページをごらんください。

第1表 収入支出予算のうち、収入でございますが、1款、事業外収入、1項、利息収入は、普通預金と定期預金の利息で55千円を計上し、収入合計も55千円でございます。

次に、支出でございますが、1款、管理費、1項、一般管理費は55千円で、九州地区土地開発公社連絡協議会負担金など必要最小限の経費の計上でございます。支出合計も55千円となっております。

3ページ以下の参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、この平成18年度事業計画につきましては、去る3月28日の土地開発公社理事会において議決をいただいたものでございます。

以上で平成18年度鹿島市土地開発公社事業計画についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

お諮りいたします。議案第31号から議案第32号及び議案第35号から議案第46号までの14議案は、会議規則第36号第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま議長の方から提案をされましたが、今回、議案第37号 鹿島市税条例の一部を改正する条例が出されておりますが、詳しくは言いませんが、この条例は委員会付託とかももちろんですが、全議員でもう少し研究、勉強会といいますかね、そういうのをする必要がありますんじゃないかという気がします。このままここで論議をして、そして採決という方法をと

っていいものかどうか、私はそうじゃなくて、もう少し私たちが十分に深く研究をして、どうした方がいいかというのを結論づける方がいいと思いますので、委員会付託を省略のみでなく、全議員でもう一遍検討をさせていただく機会が与えられればと思います。

○議長（小池幸照君）

ただいま20番議員より、議案第37号について全議員による委員会付託を省略しないということの提案がなされましたが、ただいま出されました動議に対しまして賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

動議は成立いたしました。

それでは、お諮りいたします。ただいまの動議につきまして、委員会付託にするということに賛成の皆さん方の起立を求めます。（「ちょっといいですか、今の方法でわかりませんので聞かせてください」と呼ぶ者あり）

まず、動議が提出されましたから動議の賛同者を募りました。そして、動議は成立をいたしました。その後、その動議を皆さんにお諮りをして可決を見るということです。（「暫時休憩」「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ちょっと休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（小池幸照君）

それでは再開をいたします。

ただいま議案第37号の委員会付託を省略しないということで動議が提出されました。動議は成立をいたしました。

そこで、ただいまの動議に対しまして、皆さん方の賛否を問いたいと思います。

今の動議に賛成される方、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

動議は否決されました。賛成者少数ということで動議は否決されましたので、このまま委員会付託を省略することに決しました。

それでは、お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第31号から議案第32号及び議案第35号から議案第46号までの14議案は会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号から議案第32号及び議案第35号から議案第46号までの14議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第 5 議案第31号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 5．議案第31号 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案書の 8 ページと 9 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第31号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計決算において財源不足が生じたために、これに充てる財源として同会計の18年度歳入を繰り上げ充用するため、平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算第 1 号として去る 5 月31日に地方自治法第179条の第 1 項の規定により専決処分をいたしております。同条第 3 項の規定によりまして御報告を申し上げ、議会の御承認をお願いしたいというふうに思います。

専決処分の内容につきましては、別冊の補正予算書の方で御説明を申し上げますので、ごらんいただきたいと思います。補正予算書よろしいでしょうか。

それでは、専決処分をいたしました平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

予算書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

今回の専決処分による補正では、歳入歳出予算の総額に189,367千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,396,680千円といたしております。

詳細につきましては説明書になりますけれども、6 ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、歳入では、3 款 2 項 1 目の財政調整交付金、これに189,367千円を補正いたしまして、補正後の額を649,978千円といたしております。

次に、7 ページをごらんいただきたいと思います。

歳出では、11 款 1 項 1 目の前年度繰上充用金189,367千円といたしております。歳出につきましては22節の補償補填及び賠償金というところで計上をいたしております。これが平成17年度の財源不足に充てる額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。

議案第31号 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第32号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第32号 専決処分の承認事項の承認について（平成18年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案書の10ページと11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第32号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、平成17年度鹿島市老人保健特別会計決算において財源不足が生じたため、これに充てる財源として同会計の18年度歳入を繰り上げ充用するために、平成18年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）として、去る5月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして御報告をし、議会の御承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容につきましては、別冊の補正予算書で御説明を申し上げます。

それでは、平成18年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の専決処分による補正では、歳入歳出予算の総額に23,706千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,923,900千円といたしております。

詳細につきましては、説明書の6ページをお開き願いたいと思います。この部分で説明を申し上げます。

まず、歳入では、1款1項2目の審査支払手数料交付金、これを45千円増額補正いたしま

して、補正後の額を15,437千円といたしております。これは17年度の交付金の精算決定額ですけれども、これが15,511,547円というふうになりました。それで17年度で収入済みになった分が15,467千円ということでございますので、44,547円の過年度収入ということで増額の補正をいたしております。

それから、7ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目の医療費負担金でございますけれども、補正額を23,661千円といたしております。補正後の額が1,214,082千円というふうになっております。これは診療報酬等の増額でございます。平成17年度の精算決定額が1,083,945,866円でございます。それに対して17年度で収入済みになった分が1,060,284,796円というふうになっております。それで23,661,070円の過年度収入ということになっております。

それから次に、8ページでございますけれども、歳出では、3款1項1目の償還金、これに17,335千円の増額をし、補正後の額を17,336千円といたしております。これは二つの項目がございます。一つは支払基金交付金、これが平成17年度の精算決定額が2,212,075,901円というふうになっております。これが平成17年度で収入済みになった額が2,227,286千円ということで、1,521,099円多くこっちの方に交付がっております。したがって、この分を18年度で返還をする必要がございます。

それから、もう一つは県費交付金、これが17年度の精算決定額が270,986,466円というふうになっております。17年度に収入済みとなった額が273,111,820円、差し引きまして、この分につきましても2,125,354円多く交付をされておりますので、これを18年度で返還をする必要があります。トータルとしましては、先ほどの税額というふうになっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

5款1項1目の前年度繰上充用金、補正額6,371千円でございます。この分が平成17年度の財源不足に充てる額ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市老人保健特別

会計補正予算（第1号）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第32号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第33号～議案第34号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7．議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について及び議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定についての2議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について、議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定についての両議案は関連をいたしておりますので、一括して御説明を申し上げます。

議案書につきましては、鹿島市国民保護協議会条例は12ページから14ページでございます。鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例につきましては、15ページから17ページまでとなっております。議案の説明書につきましてはこの二つの条例の根拠法となります武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、通称事態対処法と申しております。もう一つの法律、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、略して国民保護法と申しておりますが、この二つの法律の2条例に係るポイントの部分の条文を抜粋して議案説明資料の1ページから9ページまでに掲げておるところでございます。

それでは、議案第33号 鹿島市国民保護協議会条例の制定について御説明をいたします。

国民保護協議会と申しますのは、平成16年9月に施行いたしました国民保護法第39条の規定に基づき、市町村が設置しなければならない機関でありまして、武力攻撃事態等におきまして、区域の国民の保護のための措置計画を定める諮問機関となるものでございます。

この武力攻撃事態等とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、これを武力攻撃予測事態と申しますが、このような事態と、このほかに武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態等を指すものでございます。

国民保護法の目的でございますが、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるように、国、県、市町村の地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処について、国民の

保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的といたしております。

国民保護法の35条では、市町村長は国民保護に関する計画を作成しなければならないとしております。第2項におきましては、計画に定める事項といたしまして、区域に係る国民保護措置の総合的な推進、警報の伝達、避難、実施要領の策定、救援の実施、安否情報の収集及び提供、避難の指示、警戒区域の設定、水の安定的な供給、災害復旧などの措置について計画を策定することになります。

国民保護協議会の組織につきましては、国民保護法第40条の規定によりまして、会長は市町村長、委員としては国の機関、例えば総務省、国土交通省、防衛庁、消防庁などの国の機関の職員、自衛隊に所属するもの、県の職員、助役、教育長、消防吏員、市の職員、日本赤十字社や日本放送協会などの公共機関の職員や電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人の職員、そのほかには国民の保護のための知識または経験を有しておられる方を委員としてお願いをいたすものでございます。

条例の第2条の委員の数につきましては、鹿島市におきましては30名以内といたしておりますのでございます。

第3条から第8条までの規定におきましては、国民保護協議会の円滑な運営または所期の目的達成のための必要な事項を規定いたすものでございます。

附則におきましては、報酬を支給すべき国民保護協議会委員に対して月額5千円の費用弁償を行うというものでございます。

ところで、鹿島市国民保護計画策定スケジュールを申し上げますと、条例制定後、直ちに委員を選任し、7月中旬ごろに第1回の鹿島市国民保護協議会を開催いたしまして、計画策定のための諮問を行い、佐賀県の国民保護計画と整合性を図る必要がありますので、このために県との協議を行いつつ、3回程度の会合を経まして12月ごろに市長に対して答申をいただき、来年の1月中旬に佐賀県知事に対しまして正式な協議を行い、決定後、3月ごろに鹿島市議会に報告するという予定にいたしておりますのでございます。

次に、議案第34号 鹿島市国民保護対策本部及び鹿島市緊急対処事態対策本部条例の制定について御説明をいたします。

この条例につきましては、武力攻撃事態等に至ったとき、内閣総理大臣から通知を受けた都道府県知事及び市町村長は区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進、すなわち国民保護計画に関する事務を取り扱うために設置するものが国民保護対策本部であります。万が一の事態に備え、武力攻撃事態等への対処のための態勢を事前に条例で整備しておき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としたものでございます。

第2条第1項の本部長につきましては、市長をもって充てることになっており、第2項の副本部長につきましては本部員のうちから市長が指名するものを充て、第3項の本部員につきましては助役、教育長、消防吏員、市職員を充てることになります。このほか、国や県の

職員、消防庁、防衛庁関係職員なども必要に応じて会議に出席をお願いすることができると思います。

なお、この条例の第2条から第6条までの規定につきましては、武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態等、これを緊急事態と申しておりますけど、緊急事態に的確かつ迅速に対処するために準用をいたすものでございます。

以上で説明を終わりますが審議方よろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

議案第33号及び議案第34号の2議案を一括して質疑に入ります。質疑はありますか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきました件で質問をしたいと思いますが、今回の一般質問で私は教育基本法の改定問題を取り上げましたが、今の国の動きの中で教育基本法の改定を初め憲法改定の動き、そして、ここにありますように国民保護法などといって、まさに戦争動員計画と言われるこういう問題が出され、直接地方自治体にまで出てきたことを見ますと、本当に背筋の寒くなる思いがしています。これからどうなるんだろうかという心配が先に立つわけですね。特に言葉では国民保護法などと言いますと確かにそうだなと、そういう錯覚を起こす人はいっぱいいると思いますがね。ただいまの説明を聞いておりますと、それに対して、そうじゃないかと言う人が多いと思いますがね、しかしやっぱり、私たちはここでも何なのかというのをもっと深く知り、そしてこのことについて論議をしていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

お尋ねをしたいと思いますが、今回提案をされておりますのは、皆さん方も既に御承知だと思っておりますが、有事関連七法というのが成立をして、そのうちに自治体にもいろいろと責任が課せられるということになりましたが、この有事関連七法のうち自治体に直接関連する法は幾つあるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

御質問にお答えをいたしますけど、今回の国民保護法の施行に伴いまして、自治体に関する法ということでございますけど、有事での自衛隊活動を円滑化する改正自衛隊法がございまして、私有地や家屋の強制使用とか私有地の緊急通行を認めるなどの自衛隊の行動を円滑化した自衛隊法の改正等がございます。そのほかには——ちょっとしばらくお待ちください。

先ほど申しましたほかには、国民の避難とか救援手続、国民の協力のあり方を定めた法の改正等があっておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

こんな大事なことをやっていくわけですから、基本的なのをしっかりとらえておかないかね、ただ単にそこんところだけをとらえてやっていったら大ごとなことになると思うんですよ。今言いましたが、二つ特別があると私は理解しています。特定公共施設利用法、これはもう御存じのように有事の際に、民間、それから空港、港湾、海、空全体ですね。道路、電波、それから電波の米軍やら自衛隊による優先使用を保障した法律ですね。それから、今出ております国民保護法ですね。これは米軍、自衛隊が軍事活動を自由に行うための国民保護の名で、国民を統制、管理、動員するための法律なんですよ。基本にこういうのがある上で、これが今やられようとしているということを考えると、ここだけ見ただけでも本当にこれでいいのかなという気がするわけですね。

特に国民保護法というのが戦争のために自治体や公共機関、民間企業に戦争などのときの協力を要請するという、そういうやり方で今回もこういう条例をつくらせているわけですけど、以前、周辺事態法というんですか、そういうのにはいろんな問題に対して処罰といいますか、そういうのはなかったわけですが、今回の法に関しては、そういうのに関して罰金とかいろんな法が設けられるというように本当にどうしても逃れられないような制度がつくられていくという事態がはっきりと打ち出されているわけですよ。

だから、私たちが今論議をする場合に一番大事なものは、この根底にある有事法制についての内容を本当に全体を知っていないと、そうでございますかと、国民を守るためにはせじやこて、それはなと思いますよ。結局、今回国民の目をごまかすと私は言っているといいますが、そのために災害とかテロなどを持ってきて、そして、こういうのをつくろうとやっている、そういう事態だと思いますが、どうですか。そうお考えになりませんか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

これは4月29日の新聞で読ませていただきましたけど、内閣府が発表いたしました自衛隊とか防衛問題に関する世論調査におきまして、日本が戦争に巻き込まれる危険があるということで、その回答をした方の45%がそういう不安を持っておられるということを新聞の方で見させていただきました。今回の国民保護条例、国民保護に関する条例でございますけど、この危険が45%の方が持っておられるということでございますので、自治体の国・県、市町村、それでその不安を払拭したいということで、いざ万が一の場合に備えて準備をしておくということが住民の方の不安を払拭する一つの手だてじゃないかなということで、今回、条例の制定をお願いしているものでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

いつ起きるかわからない戦争とかテロ、そういう不安を持っているから、こういうのをつくると。ただ単に組織するだけじゃなくて、今回の決まりの中には本当に地域住民を犠牲にしていく大変な取り決めが中に含まれているわけでしょう。例えば、戦争とかテロというのは、これだけすぐれた知恵を持っている人間の集まりですよ。そういうのは政治的にこういうことを前もってする前に政治的に取り組んでいくという責務が私たち国民にはあると思うんですよ。そういうのはほったらかしてね、あたかも今にも戦争が起きるようなそういう不安を国民にさらしていくというような、こういう中での問題だと私は思うんですよ。

例えば、先ほど言いましたね。公共施設利用法なんていうのは、例えば今有事が起きないにしても、どうもおかしいとだれかが考えた場合に——だれかというのは上の方でしょう。戦争したがっている人でしょう。——ここの鹿島市役所がそのためにどうしても本拠地として要るんだと言われたときは、いや応なしにここを明け渡さなくてはならないような法律でしょう。例えば、桑原市長のうちの、ここは拠点としてどうしても必要だというと、あのかわいい犬もなんでも奥さんも連れて出ていかんといかんですよ。笑い事じゃないわけですよ。今回ののはそうなっているんですよ。例えば、病院にしたってそうですよ。そういうとてつもなく驚くようなことがこの中に含まれながら進められているわけですよ。それを私たちは国が進めているからやらんといかんというような形で安易にこういう形で出しているものかなという、私は非常に何よりも不安を持っているわけですよ。

有事法制、その他を一つ一つ言っておりますと論議は1日かかるでしょう。ただ、やっぱり私たちが今回この問題について論議し、考えていかなくちゃいけないのは、最初申しましたように、今私たちが決めようとしているその裏には、私たちを戦争に巻き込んでいこうとする、その大きな影があるということ、このことを忘れちゃいけないと思うんですよ。先ほども説明があったと思いますがね、例えば何か危ないというときに総理の方から指令が出てきたときに私たちは直ちにこういうのを決めておると、やっていかんといかんわけですがね。実際的には本当にこれがどこから来るかというのはもう明らかですね。実際、アメリカの方から指示が来るわけですよ。そういう状況が今あるということをやっぱり私たちは十分に知っておかんといかんのじゃないかなあという気がします。

これは私の心配のし過ぎだと思いにになりますか。市長、今回の今鹿島市としても具体的に取り組もうとしておりますが、この件についてはどう市長は御理解されているのか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今の松尾議員が申されていることは有事関連法のこと、これは国会で議論があつて、そしてこれが可決をして通っているわけであります。ですから、私たち鹿島市には有事関連法そのものをどうするかということを問われているわけではないというふうに私は思っております。それはそれで、有事関連法それ自体にはそれはまたいろんな意見があつてしかるべきですが、今私たちが提案をさせていただいておるのは、もし武力攻撃があつた場合には市町村としてどういう体制を持って臨むのか、このことを決めておきましょうということであります。

ここに国民保護法で武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組みということがありますが、大きく分けて、避難、救援、武力攻撃災害への対処とあります。それで、この避難について警報の伝達とか、それから避難の指示の伝達、避難住民の誘導、こういうものが市町村の役割ということになります。救援については国から指示がありまして、県を通して食品とか生活必需品等の給与、収容施設の供用、医療の提供等、これを我々は国・県の指示に基づいて救援に協力をするという立場であります。それから、武力攻撃災害への対処としましては、この消防、消火、被災者の救助とそして応急処置の実施、こういうものを市町村として受け持ってくれということであります。

したがいまして、今申されることは一国民としての御意見としてはごもっともな点もありますが、しかし、我々が今ここで議論すべきは、もし武力攻撃があつた場合にちゃんとそれに市民が安全に避難できるように、あるいは救援できるように、また災害があつた場合には攻撃による災害があつた場合には、それに対処できるように、そういうもののやり方、仕組みをちゃんと決めておきましょうということでもありますので、これは私は必要なことだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の市長のお考えは、かねがね長崎本線問題で言っている市長の気持ちとは全く違うじゃないですか。そうでしょう。私はそう受けとめましたよ。

それから、有事法制関係は国で決議がされて云々だからと、これはさっきも私が言ったように、これが土台にあつてこれをさせられているわけですね。例えば、災害が起きたりなんかしたときだって、今までだって私たち市民の努力で市長を先頭にやってきたじゃないですか。今の形でもできるんですよ。それが今回についてはいろんな形でがんじがらめにくびられながらやっていく。今、それを前に置くことで、後ろにある武力の問題とか、戦争の問題が隠されているわけですよ。それをしないと、ただ単に武力関係だけでしたって、だれでも納得いかない。今でさえもみんないろいろ疑問を持っている、そういう時代でしょう。そこんところに災害だとか、今テロなんかもありますからね、テロの問題などをくつつけながら

私はやってきていると思いますよ。

それから、これは必ずしも武力攻撃が起きたときだけじゃない。このことはここに書いてあるでしょう。緊急対処事態対処方針というところに書いてありますがね、そうだと思われたときだって、それがやられるんですよ。私は日本共産党に所属していますが、戦前はそうだったでしょう。もう戦争に反対するのいや応なしに理由もなく、みんな捕まって20代の若い有望な人がどれだけ殺されてきましたか。そういう事態だって今から発生するんですよ。私なんて、ここに来て、よんにゆう言うけん、ありゃ捕まえて閉じ込めろてね。本当、これは笑い事じゃないんですよ。そういうもろもろの大変なことが含まれた問題ですよ。だから、今市長は有事法は別だというような考え方、そういうもつて私はこれを制定されようとしていることには不安を感じます。不安どころか不安ですよ。だから、そういう土台を理解されとつて、しょんなかけんしよつというとならまだしも救いがありますがね、全くそうじゃない。どうですか、もう一度、市長。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

こちら側——こちら側と言いますと日本側ですね。日本側の意図、意思にかかわらず、これは日本側から戦争をしかけるということはないわけですから、日本側からの意図、意思にかかわらず武力攻撃があった場合に、じゃあ、ここで鹿島市として何にもそういう、確率はゼロではないわけですから、そうあった場合に鹿島市としては何もここで決めなくて、そして、いざ攻撃があったときに、じゃあ、どう対処しようかということ泥縄式に決めるということは、私はやっぱり許されないことだと思いますね。やっぱり前もつて、もしそういうことがあった場合にはこういうこととちゃんとやりますよということを市としてもちゃんと決めておく必要があるし、市民にとつてもそのことがやっぱり安心につながるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

このことを市長と論議をしても、あれですが。ただ、今、日本からは攻めんばつてん、もし攻めてきたときはとおっしゃいましたが、けんか吹っかけんとに、けんか吹っかけてくつですかね。

今、攻められてくる一番危険な要素は何かというとアメリカの基地ですよ。アメリカの基地からあっちこっちに飛んでいくわけですからね、日本を攻めようと思わん、その基地を閉鎖しようということと攻められる可能性はありますよ。まさにそれこそ長崎新幹線のために何で長崎本線沿線が犠牲にならんばらんかと同じで、何でアメリカのために私たち国民

が犠牲にならんばらんかと。まさに、今回いろんな問題についても、もともとの指示は総理からと言いますがね、アメリカから指令が来るというのははっきりしているわけでね、これをここで論議をしてもしょうがありませんからいろいろ申しませんが、とにかく私は今度の問題というのはまさにそういうもろもろの一つ一つの法の改悪の流れの中でこういう形がとられているということで、これはまた最終日が討論、採決という形ですから、その中で私の気持ちは具体的に述べていきたいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

私は国民保護法が必要だという立場でおります。そういうことで、ちょっと中身を具体的にお聞きいたしたいと思えますけれども、まずお聞きいたしたいのは、いわゆる武力攻撃事態という事態はどのような状況を言うのかということを御説明していただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

武力攻撃事態等ということで御質問でございます。

現在、法の中では四つの事態を想定しておるところでございます。海からの上陸ですね。着上陸侵攻と申します。そして、弾道ミサイル、ゲリラ特殊部隊の攻撃、そして航空攻撃と、この四つの事態を武力攻撃事態等ということで定義づけがなされておるところでございます。

また、そのほか緊急対処事態と言いますのは大規模なテロを想定した事態ということで、化学兵器を用いた、サリン等の化学物質とか、そういうのを使ったのを緊急対処事態と。テロの攻撃を想定したものが武力攻撃事態等という表現でございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

このような事態が起こったら困るわけですがけれども、現実問題といたしまして、昨年9月、いわゆる石垣島のところに中国の原潜が領海侵犯をして島の間を抜けていったということとすとか、北朝鮮のいわゆる不審船が奄美大島沖で銃撃の末に撃沈されたとかいう事態がありました。1996年には韓国ですけれども、中国の小型潜水艦が東海岸に座礁いたしまして、そこで乗組員と特殊工作員約28名が上陸をして、そこで韓国軍と銃撃戦がありまして、1人が捕虜になりまして、あと27名は死亡いたしましたけれども、韓国の兵士と一般住民合わせまして13名が亡くなっています。しかも、韓国の経済に与えた影響というのは非常に大きくございまして、その当時2,000億円もの被害があったということでございます。

というのは、日本におきましても、いわゆる海上から鹿島市に上陸することはないと思いますが、例えば玄界の方に小型潜水艦で座礁なりなんなりして、そこで乗組員が上陸してしまったと、こういう事態というのは十分考えられることなんです。しかも、オウムがサリンで地下鉄を攻撃した事件というのもありました。これは現実問題としてこういうことが起こり得るというふうに私は思っています。

問題は、これに対して市町村が本当に対応できるのかなと。これは基本的に国なり県なりが対応するということになっていまして、市町村はその避難計画等をつくるということになっていると思いますけれども、そこでもう一つあるのが他市町村から、または他県から避難が来たときにそれを受け入れなければならないということになってきます。こうなりますと、当然人員も要ります。予算も要るという事態になってくることが当然予想されるわけでございます。こういうことに本当に対処できるかなという心配があるんですけれども、これについてはいかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

市町村の国民保護に関する責務といいますのは、先ほどから出ておりますように、区域に係る住民等の避難、救援というものがございます。この避難、救援につきましては、県の対策本部から指示が参りまして、その国・県の指示によりまして、その区域に係る分を対処していくということになっておりまして、その費用につきましては県・国の方で負担をするということになっておりまして、もし、今言われましたように、よその区域から避難されるという方が見えられ場合はこちらの方で対応しなければならないということになります。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

その費用についてはわかりました。

いわゆる協議会ですとか対策本部が今度の条例でできることになると思いますけれども、そうなりましたときの、いわゆる構成メンバーですね。構成メンバーも市長を初め助役とかいろんなことを書いてございますけれども、法律の中に消防団や自主防災組織による伝達という項目がございます。自主防災組織というのは鹿島にあるのかどうか私わかりませんが、どうなんですか。ございますか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

自主防災組織についての御質問でございますけど、現在、鹿島市内におきましては五つの

地区で自主防災組織を組織されてあります。中牟田、嘉瀬ノ浦につきましては自主防災組織の規約を設けておられますし、そのほかには馬渡、竜宿浦、新町、西牟田地区についても自主防災組織というものが存在をいたしております。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

はい、わかりました。

もう一つ、消防団ですね。消防吏員もしくは消防団がここに入るということになっていきますけれども、例えば協議会の構成メンバーの中に消防団も入るということでよろしゅうございますか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

協議会のメンバーでございますけど、法の規定にあります消防吏員というものは消防庁が各市——鹿島市の場合におきましては杵藤広域の方で消防を設けておりますけど、その消防庁が指名するものを協議会のメンバーに入れなければならないということになっております。消防団につきましては、その学識ですか、知識経験ということで、そちらの方から委員として就任をお願いするということを予定いたしております。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

ではこれは最後になりますけれども、武力攻撃というのは当然あったらいけない、困ることでございますけれども、ところが先ほどいわゆる武力攻撃事態とおっしゃった海上からの着上陸とか、いわゆるミサイルによる攻撃——ミサイルによる攻撃というのは、さまざまな攻撃があります。核もありますし、生物兵器も化学兵器もあると。当然爆弾もあるというような攻撃があります。しかもゲリラもあると。航空攻撃というのはちょっと日本では考えにくいと思いますけれども、あとテロもあると。実はそれぞれ事態が違うと思います。例えばミサイルによる核攻撃なり化学兵器の攻撃、生物兵器の攻撃があったとき、これに私たちはとても対処できないです。いわゆる地方自治体の職員さんとか消防署とか消防団ではとても対処できない事態が生まれてきます。

そういう事態になっていくとき、じゃあ、どうなっていくか。国なり県なりが対処をするということになってきます。国から、例えば自衛隊が支援のために入ってくるということも想定されますし——これはいわゆる支援のための法律ですけれども、問題はやっぱりゲリラが進入してきたときに当然武器を持った自衛隊員がそこに対処しなければいけないという事

態も生まれてくると思います。そうなったとき、実はさまざまな想定が生まれてきます。だから、その想定をじゃあ、どうして協議会の中で話していくかということが大事なことになると思いますけれども、そのとき、例えばシミュレーションをしてみるということもあると思います。それから演習があるということもあると思いますけれども、いわゆるそういうことをある程度その中で具体的なことを話していかないと、現実、こういう事態に対応できるような組織にはなっていないんじゃないかなと思っています。

ですから、そこら辺で、いわゆる演習というのは大規模になりますから、全国的な規模になってくると思いますので、だから、鹿島市でできるのはせいぜいシミュレーションぐらいだと思いますけれども、そういうことをやられるのかどうかということをお聞きして、最後の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

武力攻撃事態には、先ほど議員が申されましたようにいろんな攻撃手段が出てくると思います。このことにつきましては国の方で基本指針を定めておりまして、そのいろんな攻撃に対処すべき事態を基本指針で定めておりまして、その基本指針に伴いまして、佐賀県の国民保護計画も策定をいたしておるところでございます。その国の基本指針、そして県の国民保護計画に準じたものを鹿島市でも策定しなければならないということになっておりまして、国がそういうふうに関心する事態を想定したものを策定しておりますので、鹿島市におきましてもそれに準じた国民保護計画を作成することになるかと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

お尋ねというよりも、意見が多くなると思いますが、追ってお尋ねをいたしますが、議論としては万一に備えておくというのにこしたことはないという論理を立てれば何でもそうだと思うんですね。万が一で、ある意味それは当然のように言われるけれども、そういう危機というのを想定すれば、歴史的には幾らでもあっておると思うんですね。大きな事例から言えばベトナム戦争時分に、日本嘉手納基地から空爆にどんどんB29が出ておったところだって、やっぱり危機感はあったと思うんです。何で今時期かと。やっぱり一連の憲法を変えとか、あるいはきのう来、議論があっておりますが、教育基本法の見方の問題とか、日本の政治の右傾化の一連の流れ。また、その背後にあるのは何かといえば、やっぱりアメリカの非常にきな臭いブッシュ方式の世界戦略、今この再編統合のために我が国の基地も世論を相手に大きな揺れが起きている。この流れの中での自治体の役割がこれなんだというのが有事関連法、つまり各市町村にそういう条例を整備しなさいということだろうと思うんです。

ね。

だから、万一に備えていくという議論でいけば、今のような議論になっちゃうんですよ。非常にそういった意味で、自治体にこうした従来までの消防、防災という発想を超えて防衛の一端を担わせるという、要するに戦時体制に備えさせるという条例ができようとしているのはやっぱりきな臭い。これはぬぐえない違和感を市民も持つだろうというふうに私は思っております。

確かに、今、北村総務課長言われるように、内閣府の世論調査のとり方もあると思いますけど、50%近くね、45%ぐらいですか——の国民が、やっぱり海外からの侵略というのに一つの不安といいますか、あると思いますよ。そりゃ、テポドンが飛んでくっぎね、もし日本列島のどこかに落ちたときは、そいぎどがんしてくるってかて、そういうふうな設問をすれば、そういうふうな議論になろうと思うんですが、やはり片方では平和政策をどういうふうにとっていくかと。

例えば、私はここで評価をしたいと思いますが、今、靖国問題で韓国と我が国との関係というのは、うまくいっていませんね、首脳同士が。ただ、ガタリンピックを通して国際交流をやっておる高興郡との関係というのは、行政間というのは一たんそういう国家からの関係から中断、中止というような格好だけれども、民間交流は続けていく、その基調は市長が何と言われるかといえ、やっぱり平和思考ですよ。そういうふうなことを片方でしながら、私が今条文を述べたようなことを片方でやろうとしておるということなんですから、やっぱり市民に説明のつきにくい点もあると思うんですね。

確かに法律を曲げて条例化しなければならないのを本市だけが条例化を拒否するというのは、これは至難のわざですね。国の方針を変えるというのは、J R一つ取り組んでみてもわかるように、そういうことだろうと思いますので、その板挟みの関係というのはわかりますど、今のような万が一に備えることそれ自体には問題ないんだという議論をやっていくということは、ちょっと市民に対する教育的配慮も欠けるんじゃないかなと、教育長、そういうふうに私は思います。

そこで、この際、今言われるように、海外からの侵略に不安を国民が持っておると。ひいてみれば、日本ですから、鹿島の市民も一部——45%持っておられるかもわからんけれども、その不安が条例制定によって払拭できるかといえば、防衛関係者の私の知り合いの方に聞いてみるとね、県条例にしても市町村条例にしても、全くパフォーマンスの条例で、中身がないと言われるんですよ。これで何ができるんですかと。中身のない、要するに今度、一応屋台だけをつくろうという条例にしかなくてないというふうに言われております。それは防衛関係者の指摘されるところですよ。そういうところありませんか。万が一のとき、もし、さっき言われる4項目の緊急事態が想定されたとき、これで対処できますか、本当に。これは消防にしても、今の消防体制でいいかと、そういう問題を含めて予算的な背景がどうなる

のかと。機材、人材、財政的、この条例だけで対応できますか。あとの予算措置は何かしてありますか。精神論としてはいいにしても、対応できるんですか。どうですか、総務課長。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回、提案をいたしております条例につきましては、鹿島市の保護計画を策定するために協議会を立ち上げて、そして先ほどから言われていますように、武力攻撃事態とか緊急対処事態に備えるような鹿島市の保護計画を策定するための条例でございまして、言われた中身につきましては今後協議会の中でいろんな国民の保護のための計画をつくっていくということになりまして、本当に今御提案をしております条例につきましては、谷口議員が言われるように中身のない条例というんですか、そういった条例になっておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

だから、権限移譲の議論もありますけど、権限だけは——権限移譲とはそのまま違いますけどね。権限移譲には財政的裏打ちをしますよと。実際、十分されていませんけどね。それはここの条例の精神は具体化のための保護計画を策定するための条例、保護計画というのは今言うように消防体制をこうした場合にはこういうふうに整えにやならんとか、実際、実動は当分想定されないけれども、例えばそれを担当する部署を常々準備しとかにやいかんだとか、ソフト面で備えなければならない点とか多分出てくると思います、策定をした段階では。この条例の背景となる具体的措置をした場合、これに交付税措置とか何か財政的な補助制度とか、そういうものがこれについているんですか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

財政上の措置ということで御質問でございます。

国民保護法の第159条等におきましては、損失補償といたしまして医療品とか食料、寝具などの特定物質の収容、また輸送業に対する特定物質の保管等をした場合には国の方から、その関係企業等に損失の補償があるということになっています。また、損害補償等にいたしましては避難住民の誘導への協力、また救援の協力とか、その間に死亡とか負傷、疾病がなされたときは損害補償を行うという規定もございます。

今回の協議会、市町村が負担する費用というものは職員の給料とか扶養手当、その他の管

理及び行政事務の執行事務に要する費用につきましては、地方公共団体が負担ということになっております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

つまり、実費補償的なものがされるということですよ。医療に係る費用とか、輸送に使った車のガソリン代の実費を補償するとか、そんなもので足るわけないわけであってね。だから、これはやっぱり自治体の財政論から見ても慎重を要する計画をつくろうとする。そういう観点からもね。だから、いま一つは今言いますような、要するに平和思想ですよ。ベトナム戦争の当時はやっぱり平和運動が日本もそうだったし、世界的にも隆盛がありましたけど、今はそういう勢力が少ないからこういうブッシュ戦略の一環の中で地方自治体までこうした形を——用意ドンの体制を常につくれと。仮想敵国に対する日本もそういう体制をつくらせたという、スタートラインに着かせたという、そういう一環であるというふうに私は見えております。

それで、一つお尋ねをしておきたいと思いますが、提案をされる以上は、有事があるというって、どこから有事が想定されますか。アメリカは攻撃してこんどだと思いますけど、仮想敵国はどこにあると考えられてありますか。敵がおらんとに、敵の想定がないのにこんなものをつくる必要ないですよ。敵の想定があるけんがつくってあるわけでしょう。地方自治体の責任として提案する以上は、仮想敵国はどこになっておるか。そりゃ、政府の見解と市町村の見解は違うかもわかりませんが、それはありますか。笑い事じゃないですよ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

仮想敵国がどこかどうかというのは、やっぱり国会で議論をしてもらいたいと思いますね。可能性として攻撃を受けた場合にどうするか。これは国だけで——一番初めに申し上げておきますが、今回のこれは市町村の役割というのは住民の避難誘導ですよ。直接それにどう対応するかじゃないんです。住民の避難誘導をどういうふうにするかということをするればいいんです。

すぐ鹿島市に国のお役人さんが来て、そしてこれを避難誘導ができるはずないですから。国は国としての役割があるでしょう。あるいは都道府県は都道府県としての役割がある。市町村は市町村というように、お互いに連携補完しながら、その有事に対応していくということで、市町村の役割というのはあくまでも住民の避難誘導ですから、私はやっぱりここでどうするかということは決めておく必要があるんじゃないかというふうに思いますが。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そりゃ、避難誘導の必要性があるけん、避難誘導の体制を整えるわけで、避難誘導の必要性は何を想定してあるのかというのがあるわけでしょう。すべて原因があるから準備があって結果があるわけでしょう。プロセスがあるわけでしょう。もと根本は言わんで、ただ備えと、そりゃあんだ、何でも備えて、そんなら貯蓄も一緒ですよ。財政基盤計画で財政の蓄積を片方ではするというのは、将来の財政需要に対応するためにするわけでしょう。備えとはみんなそうだと思うんですよ。理屈が成り立たんですよ。そりゃ、そういう事態になる可能性があるから備えるんですよ。そういう事態は今の国際関係とかとらえてあるものがあるから、こういうふうな備えが生まれているんですよ。何にもないところにむだな備えしませんよ。それが論理ですよ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市でこういうものを決めるときに、攻撃をどこがしてくるということをちゃんとここと言わないと、これはできないことなんですか。僕はそう思いません。アメリカやろうと中国やろうと韓国やろうと、いわゆる外国ですよ。これは国防ですから、それはどこかわかりません。しかし、それを決めておかないと、想定をここではっきり言わないとこれができないという論法にはならないと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そこが違うんですよ。二極外交をやるからそういうことが発生するんですよ。全方位外交をやればそういうのはないんですよ。そうでしょう。二極外交、第三国というのもありますけど、対峙した二極のどこかにつくことを認めておるからこそ、こういう事態が発生する可能性があるという論理が成り立ってくるんですよ。ちょっとそこは市長おかしいですよ。上からいつ雨がおりてくるかもわからんけんといって、365日テントを張らんですよ。そがらんしよったら草も生えません。必要だからテントを張るんですよ。火の粉が降ってくるからテントを張るんでしょう。だから、その火の粉はどこからおりてきますかというのは、お尋ねとして質問が出てくるというのは当然なんですよ。何にも可能性がないのにやるわけないわけなんですから。もういいですよ、まだ質問中ですから。

そこでお尋ねなんですけど、そういうふうな疑問、疑念、それを持っておるのは私とか、今の松尾議員とか、議員でいったらまだ一部かもわかりません。市民もまだ一部かもわからんし、大半かもわかりませんけど、そういう今のような説明程度ではちょっと私は不十分だ

と思うんですけど、全国の条例の制度化というのは今度の議会が一番どこでも提案としては出そろったときなのかもわかりませんが、全国状況というのはどういうふうですか。見込みとして制定の時期。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

先ほどの谷口議員の御質問は、武力攻撃事態等を想定された仮想国はどこかというような御質問でございましたけど、この国民保護計画につきましては冒頭にも申し上げましたように、緊急対処事態、テロ、大規模なテロ攻撃も想定したものでございまして、テロというのは国を指すものではございません。地下鉄のサリン事件も一つのテロでございます。また、9・11のアメリカのアルカイダの攻撃によるのもテロでございまして、そういうのも一つ想定をしたものが今回の国民保護計画の中には含まれておるところでございます。

先ほどの質問の条例の制定状況でございますけど、平成17年度におきましては都道府県が一部の県を除きまして、県の国民保護計画を17年度中に策定をいたしておるところでございます。18年度につきましては全国の市町村が保護計画を策定しなければならないということになっておりまして、佐賀県におきましては23市町のうち18市町が既に3月議会で条例を制定いたしておるところでございます。既に国民保護計画の策定のための準備に入っているところもございます。残りの五つの市町が鹿島市も含めまして合併等の理由もございまして、今議会で条例の制定をお願いしているという状況になっております。（「否決したところもあるんじゃないですか、全国では」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの答弁をもう少し詳しく申しますと、外国を例えばアメリカとかあるいは中国とか、これを特定しなければこれはできないということではないと思います。先ほど課長の方から説明しましたが、想定として海からの上陸、弾道ミサイル、あるいはゲリラ、航空攻撃、こういうものの想定はちゃんと大もとのところで、国でしてあるんですね。ですから、その国がどこかということは必要じゃないと私は思います。

それから、自然災害に例えて言われましたが、毎日雨が降るわけでもないのにずっとテントば張つとかんばらんか、必要なだろうもんと。それは確かにそうです。しかし、鹿島市には防災計画があります。だから、それと同じですよ。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ほかに外国から戦争をしかけられることだけを今取り上げて私が発言したととらえて言われるけれども、じゃあ、テロ、ゲリラ、例えばサリン事件なんていう大きな事態が起きておりますが、今の国内治安法、その他の法律に基づいて処理できるものはちゃんとできておると。だから、鹿島市の防災計画というのものもある。そんなら、それで対応できないかできるかの検証できておるんですか、これは。だから、そういう議論をすれば、そういう議論になってくるわけで、私はこういうふうな一つの世界的な流れ、それから今置かれておる日本の位置、世界戦略上の位置づけ、そういうものから含めても私はやっぱり日本というのはもっと平和政策、平和憲法、世界に誇れるこの平和憲法を持った独自の歴史を持った国ですので、それに応じた市町村の民主主義を基本とした生き方、そういうものを追求するために働くと、あるいは市民とともに歩むと。私はそういうふうな観点をもう少し大切に考えてほしいと思います。

それは18年度中に条例制定せにやいかんと法で定めてあるというのはわかりますよ。しかし、それを積極的に対応するような姿勢と、やっぱりそこにはそうした市民の平和思考といえますか、そういうものにこたえる思考を持つての対応なのかというのは全然私は違うと思います。

そういった点で、あとは総括質疑ということでございましょうから、総括質疑と総括意見にして終わります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。私もこの国民保護法に関する今回の条例制定については、反対という強い気持ちを持って質疑をさせていただきたいと思います。

国会で2003年の6月に武力攻撃事態対処法が、いわゆる有事法令関連法案が成立をいたしました。そして、その翌年の2004年の6月、今度は国民保護法などの有事関連の7法案が成立をしたわけです。そして、国民保護計画は国民保護法ということに、今回これに基づくものだと思っています。また、2005年の3月には国民保護に関する国の指針が閣議決定をされ、それを受けて都道府県、2005年度中にこれを策定すると。また、それを受けてことし2006年度中に市町村は計画を策定するというので、今回のこういうふうな条例の制定になったわけですね。そして、これを受けて来年の3月までには決めていくということを今申されております。

今、盛んに武力攻撃事態というものがどういうふうなものかということを質問されました。その中で武力攻撃の四つの事態というものが設定されるということを今答弁がなされました。

着上陸攻撃、一つはこれを申されましたが、この件については防衛庁でさえ、着上陸攻撃の可能性が低いと。これはいろんな文壇で申されています。そして、航空攻撃、空からの攻

撃、これについて、今、在日米軍の再編のことがなされておりますが、これが移動されようというふうになされていることも御承知のとおりですが、日本に対する航空機による攻撃はないという分析に基づいたものとも言われています。

三つ目のミサイル攻撃が言われました。仮にどこから攻撃がなされるかということを今言われていましたが、仮に北朝鮮からノドン型のミサイルが飛んできた場合、海上配備の迎撃ミサイルSM-3、こういうものが何かあるようなんですが、その能力の限界から届かないし、当たらないと。地上配備の迎撃ミサイルPAC-3の射程範囲というのは、10数キロをカバーするぐらいの防衛網しか持たないので、ミサイルが飛んできたならば、もう覚悟をせざるを得ないと。いろんなものをして、これはどうしようもないということが言われています。

もう一つ、ゲリラ攻撃ですね。四つ目言われましたゲリラ攻撃という、この表現そのものが適切ではないということも言われていますが、特殊部隊による攻撃と解釈すれば、特殊部隊による攻撃で占領し続けることは不可能だということでございます。そして、このゲリラ攻撃に対しましては、現在ある自衛隊の防衛力で十分だという、これは防衛庁が十分撃退が可能だということも言われております。

この武力攻撃の四つの想定が言われましたが、この四つの想定を見た場合にだけでも、今回のこういうふうな保護法を小さな市町村にまで設けてするということに疑問が持たれるわけですね。そういう中で、市長がこの自治体がつくるのは住民の避難、または誘導するための役割だけだと、こういうふうなことをおっしゃいました。この法ではそういうふうに国民を安全な建物、または地下道などに避難させることというふうに大きな枠がありますが、今四つの攻撃の想定を言ったわけなんです、現代の戦争を考えると、ボタン一つの操作で終了してしまうのではないかと、こういうようなことも言われているわけですね。そして、もしミサイル攻撃を受けた場合、鹿島市民をどういうふうな場所へ誘導できるのか。頑丈な地下施設ありませんし、また、いろんな建物もないと思います、今からこういうようなときの計画を立てていかれるわけなんです、こういうようなこともお聞きをしたいと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

四つの攻撃のパターンの見解をいろいろ申されました。私は防衛の専門家ではありませんからよくわかりませんが、だからといって、じゃあ、これを条例制定せじよかという議論には、どうしても私の頭の回路ではないんですね。そのあたり、やっぱり我々は直接住民の避難誘導というのは第一義的に考えておくべきじゃないかというふうな気がいたします。

それから、最後の御質問は何やったですかね。（「国民というか、鹿島市民を安全な場所

へ誘導する、そういうふうな……」と呼ぶ者あり）きょうは協議会を設置していいですかという提案ですので、そういうことも協議の中で議論がなされるべきだと思います。

そして、先ほどもちょっとありましたが、国、都道府県が想定として、していないようなことがあれば、市町村の条例の中でそれは加味してもいいですし、そういうことじゃないでしょうか。だから、そういうことはやっぱり協議会の設置をここで認めていただきたいということで、あとのいろんなことについては、そういうただいまのような質疑をしながら協議も進んでいくと思いますし、また、一応の案ができてから議会にお諮りをする場合にもそういうことを言うていただければ。今からなんですね。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今からの計画であるわけですね。ですが、今、私が言いたいことは、例えば、イラク戦争でもわかりますように、住民の命は奪われて、そして建物も破壊をされて安全性というのは絶対確保ができないということになっていますよね。果たしてどういうことを想定して計画をつくるのかということが先ほどの質疑の中でも言われたんですが、想定がないところに計画をつくる。これは戦争だからしょうがないかもわかりません。だけど、こういうような計画をつくるには、ある一定の想定をしないと、今後この条例が通ったとして、つくっていく過程でいろんなことが想定なされた上で計画がなされていると思います。避難計画を立てて、どんなに避難訓練を鹿島市民に対してしても、万が一、戦争となったとします。ですが、想定外の攻撃というものが絶対あるわけですので何も想定内だけではないわけですので、何の意味もなくなってしまうということもありまして、抽象論だけでこれが進められていくというのが有事なんですね。有事という意味の国民保護法は戦争に備えるための、いわゆる小さな法律というふうに私は考えていますので、本当に現実的な国民保護計画ができるのかどうか。それはゼロだと私は思いますので、こういうものは本当に必要じゃないというふうに考えています。

そして、今回、こういうふうなものができたとします。そして、これは自分の家の没収とか、そして自分はこのいろんな行動計画に参加をしたくないというときに罰則規定があるわけですね。6カ月以内の懲役とか30万円以内の罰金とか、協力しないと国家総動員法に似たようなものの罰則規定も設けられているような、こういうものについて本当に必要なのかなというふうな思いがしてなりません。

今まで私たちの国は戦後60年間、1人の戦死者というものをを出していない数少ない国だと思っています。それには憲法9条とか教育基本法があったからだというふうに私は自負をしています。国民の安全とか平和とか、市民のそういうふうなものをしていくためには、やはり国という大きな力の外交が一番問題だと思っていますので、国民、市民が願っているのは、

もしも戦争があった場合の有事に備えるための細部にわたってのこういうふうな計画をつくることよりも、戦争を起こさないような状態へ持っていく国のあり方を一番望んでいるんじゃないかと。子供たちの未来のためにもそういうふうなことをしていくことが大事だと思っています。

そして、市長はこれをつくることはしようがないと、もしものことがあった場合につくらん方がおかしいというふうなお考えをちょっと今申されたんですが、そういう考えも多いと思います。ですが、このことに関しては、災害というものは確かにそうであると思いますが、国防とか戦争にかかわるものについては、そういう準備を明らかにすることによって、相手方に対して、やはり戦争を起こさせる、有事をもたらすことにつながっていくということも、これは考えなくてはいけないというふうに思いますので、やはり冷静に判断をしたいというふうに思っています。そして、これはここの議会で決まることでありますので、議員の皆様にもいま一度、考えを深くしてほしいということもあります。やはり備えが憂いを誘発することにならないよう、戦争が起きないように努力をしていかななくてはならないというふうに思っています。

ここで市長の考えをあれこれ聞くということは大事なんです、これは国の考えであり、国家といいますか、やはり国で決められたこと、そして、いろんな市民、県民、国民が半数近くこれに賛同しているふうなことをおっしゃったわけなんです、国民、市民はこのことについて深く知らないというふうに思いますが、市民の皆さんがこのことについてどのくらい知っていらっしゃるのか、どういうふうに考えられていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それは、私たちはアンケートとかなんとかとったことはございませんので、それはわかりません。ただ、住民の代表である議員諸兄がこのことについて、やっぱり自分たちがプロとして自分の意見をここで述べ合って、そして最終的に議会で決定をしていただくということでもあります。私自身は提案者でありますし、このことは絶対必要だということで提案をさせてもらっています。

先ほど申されましたように、いろんな想定がないことを議論できないと言われますが、これは想定をちゃんとはっきりしてあるんです。国民保護法では、我が国に対する外部からの武力攻撃については次の四つの類型を想定していますと。着上陸侵攻、弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ特殊部隊、この四つの類型を想定して、そして国の役割、都道府県の役割、市町村の役割ということをここで明確にしましょうと。その中で市の役割は主に市民の避難誘導だと、こういうことであります。あくまでも市民が武力攻撃に対して直接対処をするとい

うことじゃないんです。私たち鹿島市の役割は市民をどう避難、誘導させるか、その手はずを決めておきましょうということでもあります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私は市長の考えと大きく違うわけで、やはり何をどういうふうに想定しというところですね。この想定というのは、あくまでも戦争を想定したものでありますので、その戦争を想定するというのが一番問題だと思っています。市民の皆さん、国民の皆さんをこういうふうな戦争に巻き込むことにもつながっていくというふうに変化を起しているわけです。

新聞報道で読まれたと思いますが、5月26日の新聞に長崎県の被爆者協議会はこの国民保護計画検討の方の計画の中に不参加というふうなことを長崎市に伝えたということが書かれていました。これは核攻撃も想定し、有事の住民の避難方法などを示す国民保護計画をめぐってのこういうふうな計画については、被爆者団体としては協議会に入っても被爆者が果たせる役割は何もないんだと、反省をするのがあれじゃないかというふうなことをちょっと書いてありましたので、つけ加えて参考にしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第33号及び議案第34号の2議案は総務委員会に付託をいたします。

午前中はこれにて休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第35号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．議案第35号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第35号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、「通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律」及び「障害者自立支援法」の施行に伴います地方公務員災害

補償法の一部改正によりまして、この条例を改正する必要がありますので、この議案を提案いたしますのでございます。

議案書につきましては18ページから20ページ、議案説明資料におきましては10ページから12ページまでとなっております。

議案説明資料により御説明を申し上げます。

公務災害は公務上の災害と通勤時の災害に区別されるものでございます。

第2条の2の改正でございますが、改正前の地方公務員災害補償法におきましては、「通勤」とは、職員が、通勤のため、住居と勤務場所の間を、合理的な経路及び方法により往復すること」という定義がございました。今回の法の改正によりまして、条例第2条の2の条文を、第1項第1号を「住居と勤務場所との間の往復」、第2号につきましては、括弧は省略いたしますけど、「一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動」と、第3号につきましては、「第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動」と、このように条文を改正するものでございます。

具体的に説明をいたしますと、第2号の前段の、一の場所から他の場所への移動とは、公務のための勤務場所から別の公務のための勤務場所への移動を指すものでございます。

後段の「その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動」とは、労働者災害補償保険法の適用にかかわります就業の場所から公務のための勤務場所への移動を指すものでございます。

第3号の「第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動」とは、単身赴任手当の支給を受ける職員の移動を指すものでございます。鹿島市におきましては該当者はおりませんが、帰省先から公務のための出勤、会議や公務終了後に帰省先への帰路の際の移動における災害を指すものでございます。

第2条の2、2項の改正は、1項の改正に伴う文言の改正になっております。

第8条の2第1項、第9条、第12条、附則第1条の3第1項、附則第1条の4第1項並びに別表第1、別表第2の改正は文言の改正で、「等級」を「障害等級」へ、「障害の等級」を「傷病等級」もしくは「障害等級」と改正するものでございます。

この改正は労働者災害補償保険法の改正、根拠規定等の字句の改正に準じるものでございます。

別表第2の2の備考を、「この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第29条第2項に規定するところによる。」と改めるものでございます。

第10条の2第2項の改正につきましては、傷病補償年金または障害補償年金の受給権利者、補償を受けるべき非常勤職員に係る改正規定でありまして、障害者自立支援法が平成17年11月に成立、施行したことに伴いまして、これまでの身体障害者療養施設は障害者支援施設として移行いたしますが、介護補償につきましては、これまで同様の措置を行うという改正で

ございます。

なお、第10条の2の改正規定につきましては、18年の10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

審議に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。非常に単純かも知れませんが、今さら私が聞くのもおかしいかも知れませんが、議員の公務災害と見られるのは、どの範囲なのかなという、ちょっと私も長い間しておりますが、そこまで考えませんでしたかね、例えば、職員の人たちなんかになれば、職務命令が出てからだと思いますが、一般的なものもありますが、しかし、私たちの場合はどこからどこまでが議員としての公務災害として見られるのかということですね、その辺についてお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議員の皆様の公務災害というものでございますけど、今回条例改正をいたしておりますけど、議会の本会議中とか、議会の公式の場における自宅から議会までの通勤ですか、その間の移動に際する場合における事故、また、目的地に向かわれます場合の、その途中の災害といえますか、それにおける事故、また議会の活動中、例えば先進地に行かれて、そしてそこで何か視察の途中に災害に遭われた場合の事故等、議会の議員としての活動をされておられる場合に、公的に活動されておられる場合の事故につきましては公務災害として認定できるものでございまして、詳細につきましては、その事実認定につきましては、公務災害の認定の審査会がございまして、そこの中で公務災害に該当するか、該当しないかという判定を行うものでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私たちの活動というのは、職務命令は出なくても、例えば24時間束縛されながら生活しているわけですが、その最たるものは災害なんかもそうですね。災害といいましても台風どきとか、いろんなときの災害時に、やっぱり私たちは命令が出ないからといって家でテレビを見ておくわけにもいきませんから、やっぱり出勤というわけではないですが、実態の調査、住民の皆さんの要求を聞きにというような形で出ていくわけですね。そういうのもありますし、例えば、本当夜中に呼び出されて、極端いつぶすってさるっかわからんというような、

そういうことも私も何度も経験していますがね、そういうのが公務災害というぎ、自分は議員の任務としてやっているわけですがね、その辺がないとすれば、事新たに災害保険金なんというのを掛けとかんと大変ですが、それは別としまして、その辺は、例えば、水害時なんか出たときにそういう事故に遭うたとすれば、判断によってみなされるということもあるんですかね、それ。我が勝手に出たとやろもんで、それで済まされるものかどうかですね、その辺どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

20番議員言われるように、どこまでが議会活動なのか、議員活動なのかというのが明確にはわからない点がありますけれども、一番理解していただきたいのは、議会活動と議員活動の違いということですね。議員としての活動の間の部分については、公務災害の対象とならないということですよ。

ですから、ケース・バイ・ケースいろいろあるかと思いますが、さっき言われるような事例、災害の場合に自主的に調査に出たとか、そういう場合については、例えば、災害対策要員であるとか、そういう中での行動であれば当然そうですけれども、みずからの行動として出られるについては、対象外となる可能性が強いと思います。明確にそこまではというのは、先ほどありましたように、認定委員会の方で審査をしますけれども、大方の理解としてはそのようにしていただければと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

基本はわかりました。そういうことになれば、例えば、災害時の出動、大方の人たちがやっぱり災害時はそれぞれの立場で実態調査、その他で出られている人いらっしゃいますからね、じゃあ、そういうことになれば議会として、これは今後の取り決めだと思いますがね、その辺の取り扱い方についてやっぱり少し検討する必要があるんじゃないかと思いますが、ここではもう答弁は要りませんがね、それ議会内の問題でもあると思いますので、ぜひその辺の検討をお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第35号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9 議案第36号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第36号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書につきましては21ページから22ページ、議案説明資料におきましては13ページでございます。

鹿島市では、市議会議員の報酬の額並びに市長及び助役の給料の額の改定につきまして、毎年特別職報酬等審議会にお諮りし、御審議をお願いいたしておるところでございます。18年度の改定につきましては、昨年11月30日に諮問を行いまして、4回の審議会を経まして、本年1月31日に答申をいただきました。答申の内容は、市長及び助役の給料は据え置き、議長、副議長、議員の報酬につきましてはそれぞれ約5%の引き下げという内容でございました。今回、この審議会の答申を尊重いたしまして、議案として提案をし、御審議をお願いいたすものでございます。

改正の内容でございますが、それぞれの報酬月額を議長は22千円減額し416千円に、副議長につきましては18千円減額し350千円と、議員につきましては17千円減額し324千円をお願いをいたすものでございます。

なお、施行期日を18年7月1日といたしております。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

報酬引き下げについては12月、3月でしたかね、提案をされてきていたわけですが、前回の提案のときにも私はいろいろと意見を申し上げました。そして、今の鹿島市全体の市民の皆さんたちの財政状況、その他も十分理解をするし、市の財源的な問題も理解をするとした上で、やっぱり私たちは議員として十分な議員活動ができる保障をしていただかなくてはならないということも意見を申し上げたと思いますが、それはそれとしまして、議会としては議員報酬を答申どおりにしないために、定数を削減することによって全体的に財政を縮小するという形の対応として結論が出たわけですね。それについてはどのようにお考えなのか、その1点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、ここで意見が、大まかな議会の人と、それから審議会並びに私は審議会の答申を受けて提案していますから、私と言いかえてもよろしゅうございますが、ここの一番の相違点は、結局議会の方は来期4年間は、それから議員定数を減らすから議員報酬の総合計は今よりぐんと減るじゃないかと、それで足りると、16名にしたがゆえに、議会としてはもうそういうことであるというふうなことでありますが、私並びに審議会は、来期の議員と今期の議員は別人格だと、こういう解釈なんです。

つまり、議会の方が言われること、これは議会としては整合性がとれる部分あるんです、議会としては。しかし、一人一人の議員は、今期の4年間と来期の4年間は全然別人格なんです。そういうふうに私並びに審議会の方は思っているということでもあります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

多くは言いません。もう1点です。

きのうまでの一般質問の中で、鹿島市の経済状況の落ち込みなどが非常に論議をされたわけですね。そういう中で、余り論議されなかったのは、市民の所得の低下ですね。例えば、市の職員だけ考えたって、これまでにどれだけ前回からすれば大きく収入が落ち込んでいるかという状況が出てくるとと思いますが、例えば、議員がこれだけまた減らされることによって、職員だって影響はしてくるでしょうし、議員や職員が低くなったということで、市内のいろんな事業所、その他にだって大きな影響が出てくることは、もうこれは考えられるわけですがね、そういうことによって、さらに市民の所得の落ち込みというのは大きいものになると思うんですよ。そのことが、鹿島市全体の購買力を大きく落ち込ませていく、そういう事態が生まれてくるということを私は考えますし、考えるどころか現にそうになっているわけ

で、いろんな関係のお店の人たちに聞いてもらったらわかると思いますし、もう既に皆さんたちにもその意見は入っていると思いますが、そういう面から考えた場合に、どのように受けとめられますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

議員の報酬が下がるから、鹿島市の購買力も落ちるということですか。ちょっと私よくわかりません。むしろそういうふうを考えることより、私は、市民の所得も落ちている、職員の収入も落ちている、もちろん三役もそれもそうです。ですから、議員も御協力をお願いしますということじゃないんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かにそうでしょうが、これからもまた進んでいく中で、市の職員だってそうだ、議員だってそうだからということで、また周辺が基準が出てくるんですよ。議員の今この何年間か下げられた、そしてというだけでもひどく違ってくると思いますよ。だから、それによって購買力が落ちると考えること自体ということですがね、私は大きな影響があると思いますよ。そういうところを、議員だけじゃないですよ、そのことが影響していくわけですからね。市の職員だってそうでしょう。今本当に何人かの職員の方ともお話をしますがね、やっぱり皆さんそうでしょう、前のようなわけにはいかないでしょう。そういう状態が生み出されてくるということを私は申し上げて、もう答弁は要りません、今のようなお考えならわかりました。答弁は要りません。終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これが可決をされて、そして来年の3月までこれでいきますから、合計1,800千円ぐらいは議員全体の収入が減りますから、それだけの購買力は落ちると、こういう理屈だと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今、松尾議員の方から質問があったわけですが、2点ほどお尋ねしたいと思います。まず、市長にお尋ねいたしますけれども、今議員の質の向上というようなことも市民の方々から言われております。その議員がより専門職化をしていく、議員職の魅力度をアップ

して、できるだけ多くの市民の方々が議員を目指してやっていただくというような、そのような形を考える中では、それに妥当である報酬額というのは当然あってしかるべきだというふうに考えるわけですが、議員職というのは市長自身は、私はやっぱり専門職により近づいた方がいいという考えを持っておりますけれども、議員職は報酬等審議会の中では生活給じゃないというような見方もされておりますけれども、ボランティア的な考えを持った兼業でいいとお考えなのか、より専門化した方が鹿島市政の発展のためにいいとお考えなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

折衷ですね、現実問題として考えた場合は、全部自分の家業を捨てて、そして議員に専任するというのは、これは現実問題として本当にすぐ可能だろうかというふうに思います。しかし、今よりかやっぱりよりみずからを研さんされて、そして専門的知識を身につけていただければと、こういうふうには思います。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

鹿島市の議員の中で、それぞれ個々の事情があられると思いますけれども、中にはまさに専任という形で取り組んでおられる方もいらっしゃるという、鹿島市の中でもいらっしゃると思いますし、よその議会の中でも議員職100%、その報酬で賄いながら、生活をしながら議員をなさっている方もおられるというふうに聞いておりますので、それはそれで結構ですが、実は先ほど我々みずから昨年度議員定数を16名に議員提案をして、いたしました。その折には、財政基盤強化計画自体が、これはそのときに議論をしたわけですが、平成18年から22年までの5カ年間の財政基盤計画で、当初5カ年で25億円の削減、その後修正をされて19億円になったと思いますけれども、そういう計画が発表されたのを受けて全体的に議論をして、22名の定数を20名という方もいらっしゃったし、18もありました。最終的には16名で提案をして、その16名の根底には財政基盤強化計画で考えられていた合併できなかった場合のシミュレーション、議員を5名削減するということですね、それと報酬額等々、その辺もひっくるめた形で、我々なりに試算をして6名の削減というものを提案したわけですが、先ほどの答弁で、今期の議員と来期の議員は人格が違うというような話をされたわけですが、その報酬等審議会の中では、確かに今期22名と来期の16名、違うわけですが、その辺のところは少しは議論の対象になったのか、報酬等審議会の報告を見てみると、そういうことは全然書いてございませんので、まず、そういうことが議論の対象に上がったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先にちょっと補足させていただきます。議員が全部それにはまってしまうと、いわゆる専門職化ですね、これも一理あるわけですけど、逆に自分の今持っている家業を全部捨ててまで議員に立候補すると、つまりそういう対象者というのは逆に減るんじゃないかなと思うんです。そういうこともこのことについては考えなければいけないんじゃないかということと、もう一つは、議員というのはまさしく市井の中で就業をして生活をしながら、市民の代表として議会の場で意見を、市民の代弁者になると、これも大切なことなのじゃないかなというふうに思います。これは補足です。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

特別職報酬等審議会の議論の中で、この定数が22名から16名に削減をされたということで、審議会の中では議会みずからが議員定数を22名から16名に削減をされたということは、大変に評価をされております。しかし、報酬等審議会におきましては、報酬の額について審議をする場であるということで、その削減と報酬の額については別個なとらえ方をされて、今回の答申があったということになっております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

報酬額と定数とは別の次元といいますか、そういうことで審議をされたということですけども、それは先ほどからの御答弁でいきますと、現在が22名だから、その中で財政の厳しい中で議員も痛みを分かつべきだというようなことで、そういう議論がされたということで理解をしたいと思います。それでは、じゃあ、来期16名になるわけですね。新たに報酬等審議会に諮問を市長なさると思いますけれども、そのときにも定数のことは全く頭に入れないまま報酬額を、ただ厳しいから厳しいからということで審議会の中では新たな審議委員さんがなられると思いますけれども、検討をされていかれるのか、それとも市長としては16名になったということ評価をして、その16名という定数の中で議論をしていただくような形で諮問をしていただくのか、このところをはっきり確約していただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、私と議員と議論をしております。また、通常の場合も何かでお会いしたときも議論を

しますが、心情的にはわかるんですよ。だれしもやっぱり下げたくない、自分の報酬はですね。来期16名になるわけですので、ここは私は諮問をするときには勘案してくださいということははっきり申し添えたいというふうにかねがね思っております。基本的にはですね。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。（「ちょっと補足します」と呼ぶ者あり）桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

昨年12月の審議会の、私が諮問をするときに、もう既に昨年の審議会で委員の皆様からの参考意見としてお聞きしました議員の定数については、ことしの6月議会で議員提案により6名減の議案が――もともと審議会の御意見は4名減ということでありましたが、ことしの6月議会で議員提案により6名減の議案が可決されました。このことについては、議会みずからが厳しい経済財政状況を踏まえ御判断いただいたものと一定の評価をしております、御審議の参考として申し添えさせていただきますということを申しております。これですね、来期はいよいよ当該年度に入ってくるわけですので、もう少しちゃんとしたはっきりした文言を添えて、審議会には諮問をしたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪です。ただいま2名の方から質問があつて答弁がありましたけれども、諮問をするときに、来期の場合ですよ、諮問をするときには、今期でも一緒ですけれども、ただ、委員さんにどうでしょうかやなくて、やっぱり数字も出されたわけでしょう。例えば、4.99%出したとか、そういうとでしよう。こっちから、事務局から出すわけでしょう、諮問する場合は。（「それはありません」と呼ぶ者あり）出さないわけですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは原則としてありません。というのが、1回だけあります。それは市長の報酬を合併できなかった場合には10%ということを市民に約束しておりますから、このことは申し添えさせていただきますという数字を1回出しました。ほかはもう基本的には数字は申し上げたことありません、市長についても議員についても。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

執行部の方から出さないということであれば、委員さんは何を基準で、例えば4.99とかされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回の報酬等審議会の答申でございますけど、審議会の委員さんたちが参考にされるのは、他市の市の議員の報酬の額並びにここ鹿島市における報酬の額の推移とか、前は市長につきましては10%、助役につきましては7%、そして議員につきましては2%ということで改定をいたしておりますので、そこら辺を検討しながら、今回の答申というふうになったものでございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

今期と来期は人間も違うということで先ほど説明がございましたが、来期は16名になるわけですね。そういうことで、かなりの経費削減になるわけで、その辺はもし今回これ可決した場合は、ぜひ来期は増額でもするように、やっぱりその辺を十分検討をして、していただければというふうに考えて、終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

6 番山口瑞枝でございます。ただいまの橋爪議員に少々関連しますけれども、再度お尋ねをさせていただきますが、先ほど議員報酬の減額の基準となる数字はどういうことかということで答弁がございましたけれども、その場合は今回だけは市長の10%という提示を出したということでした。となれば（「前回です」と呼ぶ者あり）前回ですね、そのときもその審議委員の方々の感情としては、市長の10%の基準をもとに議員の報酬の減額率を大体参考にされるんじゃないかと思っておりますけども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

前回、昨年度ですね、本議会に提案をいただきました当初の議員報酬の改定の率につきましては、7%ということで削減をお願いしたところでございます。それが2%の削減ということで、議員の報酬の額のベースにつきましては、7%をベースとした見直しがされたものというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

ということは、前回、前々回ですね、昨年の答申による7%をもとにして、その次附帯決議をしたときが2%ということで決議をさせていただいたわけですね。ですから、今回の場合はその前回の7%を基準にしてあるということでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今、山口議員が申されましたように、7%を基準にされまして、その結果、2%の削減をなされたということで、その7%が根本にあります。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

先ほど答弁の中で、他市町村を参考にするというようなことを答弁されましたけれども、答申書を見ましたら、他の市町村のは参考にならないという答申書には書いてあります。ですから、もともとのこの基準は前回のときに市長が提案をされました10%が基準になって、議員のこの報酬の減額というのが決められたと思います。

例えば、市長の場合は1人ですね。10%にしても1人ということで、財政基盤というようなことから考えていただければ、財政が厳しいからとしていただければ、議員というのは今22名おりますね。その7%とすれば、その比較をどういうふうに考えてあるのか、審議会の皆さんにお聞きしないとわからないところですけれども、そういうことでされたと思いますが、その私の考えは間違っていますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

前年7%になった、その根拠でございますけれども、先ほど北村課長がお答えをいたしましたように、他市の状況、それから鹿島市の今までの状況、それと現在の鹿島市の財政の状況、ここらあたりを勘案して7%という数字が出されております。

ただ、市長の10%の削減、これが参考にしていないかということとはございませんで、この10%の数字というのは審議会委員さんの中の念頭には強くあったものと思われま

す。以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

じゃ、質問を変えます。

市長にお答えいただきたいと思いますが、行政改革の根幹というのは、無理、むだ、

むらというようなことも考えてのことだと思うんですね。それで、厳しいこの財政的な状況の中で、その中でも市民に対して高いサービスを提供しなければならないというようなことがあります。それで、もう財政基盤強化という、その中では本当に行政側も、そして皆さんが我慢をしていただいてという趣旨は理解はできます。それで、市長にお尋ねをいたします。お聞きいたしますけれども、議員報酬にむら、むだな部分があるとお考えでしょうか、ずばりお答えください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そういうことについて、今までちょっといいのか悪いのか、あるのかないのか、考えたことがございません。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

そうですね、言いにくいと思います。

じゃ、最後の質問いたしますけれども、答申書によりますと、先ほどもあったと思いますけれども、議員の報酬は生活費ではない、この部分は理解できます。報酬は生活費でないが、謝礼だというような表現をされております。この謝礼だということについての、市長、どういう認識を持っていられっしゃいますか。謝礼とはどういうものでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

駄じゃれの「しゃれい」とは違いますけどね、いわゆる報酬というふうな感覚じゃないでしょうか。給与とは違うということじゃないでしょうかね。私もその審議会の中には諮問をするだけで入ったことはありませんので、どういう状況に中でそういう言葉が使われたのか、ちょっとわかりませんが。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されております議案第36号、これについては、私はこれまでも議員報酬の引

き下げは一貫して反対をしまいいりましたが、今回も反対の態度をとりたいと思います。

今、市民の皆さん方の生活の実態を見ますと、年金暮らしの人にしてみれば年金の支給額の引き下げとか、それから生活保護の人、本当に今まででもぎりぎりの生活をされているにもかかわらず、高齢者加算だとか、冬季加算だとか、いろんなものが削減されるという中で、本当に人間としての生活ができるかというような、そこまで追い込まれた実態があるのもわかります。それから、市役所の職員にもあるように、働く人たちの賃金がずっと落ち込んできている、いろんな問題がある中で、本当に今市民の暮らしが大変な事態にあるのは、私はよくわかります。そして、また市の財源も非常に厳しいことはわかります。

そういう中で、私があえて反対をするのは、こういうときだからこそ、私たち議員が本当にその仕事に専念をしなくちゃいけないどころか、振り回されるような状況がますます強くなってきているんですよね。私はいつか審議のときに言ったと思いますが、これ以上下がったら、私は就職せんとやっていけんというようなこと、本当に申しましたが、そういうことができる状況じゃないんですよ、今。議員の皆さんもそうでしょう。非常に忙しい、いろんな人たちの相談、また暮らしを守るための対応ということで、非常に忙しい状況になってきていると思います。

先ほど市長は、専門的に活動する対象者が減るんじゃないかと、失礼な話ですよ。専門的にしようと思わなくても、しなくちゃいけない今の現状でしょう、皆さんそうでしょう。そういう中で私たちは活動をしているわけです。だから、私はいろいろは申しませんが、今回の議案には反対をするわけですが、こんなに皆さんの暮らしが大変なときですから、これからさらに市民の皆さんの生活向上のために、これまで以上の努力をして議員活動することを最後に申し添えまして、この議案には反対の態度をとりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、議案第36号は否決されました。

日程第10 議案第37号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第37号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入り

ます。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

議案第37号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

それでは、議案説明資料の14ページをお開きください。

今回は地方税法の一部改正に伴うものでございます。第34条の2、所得控除のうち「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改める改正でございます。

詳しく申しますと、支払金額の2分の1、最高25千円、経過措置といたしまして平成18年度末までに締結した長期損害保険については、従来どおり損害保険料控除を適用するものです。併用する場合も最高25千円まで控除するものです。

第34条の3第1項、市民税の所得割の税率を課税所得分に応じた税率から一律6%、県民税4%と合わせて10%の比例税率化とする改正でございます。

資料の36ページをお開きください。

ここに、36ページの上の方ですけれども、税源移譲後の所得税・個人住民税の税率（案）ということで、ここに示してありますけれども、まず、所得税ですが、現行10%から最高37%までの4段階であった税率を、今回は5%から40%と、6段階に細分化されるものです。

続きまして、個人住民税ですが、現在課税所得が2,000千円までは5%、2,000千円から7,000千円までは10%、7,000千円から以上は13%という税率を今回一律に10%とする改正でございます。その10%の内訳ですけれども、都道府県民税をこれまで7,000千円までは2%、7,000千円以上を3%ということになっておりましたけれども、これを一律4%とする。それから市町村民税につきましては、これまで2,000千円以下を3%、2,000千円から7,000千円までは8%、7,000千円以上を10%であったものを、今回は一律に6%というふうなことで改正をするものでございます。

次に、済みませんけれども、14ページにお戻りください。

改正前の第34条の4項ですけれども、市民税の所得割の税率の6%化に伴い、変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止する改正でございます。これは条の削除でございます。

改正前の第34条の5項、改正前の第34条の4の改正、先ほどの条の削除に伴う条ずれの改正でございます。

改正後の第34条の5は、市民税の所得割の税率6%化に伴い、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するために、市民税の所得割額から人的控除の差額分の調整を行う改正でございます。

36ページをお開きください。

ここに、下の方にですけれども、人的控除の差に基づく負担増の減額措置ということで説

明をいたしておりますけれども、少しこれを具体的に説明いたしますと、住民税と所得税の控除額、例えば基礎控除は所得税が380千円、住民税が330千円ですが、これに50千円という控除の差がございます。それで、今回所得税を減税して住民税を増税するということになりますので、この50千円の差をそのままにしておきますと、これまでよりも税がふえるという方が出てまいりますので、そういうことがないように、ここに書いておりますように、人的控除の差の合計額とか個人住民税の課税所得の金額等々を計算いたしまして、負担増にならないようにするものでございます。

それで、37ページの、ここに表を掲げておりますけれども、基本的には今回の10%の比例税率化は所得税の減税と住民税の増税を同時に同規模で実施されるものでございます。それで、納税者の税負担はこれまでと変わらないというふうなことでございます。

それで、この表をごらんいただきますと、まず、例えば、例で掲げてありますけれども、独身の場合、給与収入が一番上ですけれども、3,000千円の方につきましては、所得税はこれまで124千円であったものが、今後62千円というふうなことで、62千円のマイナスになります。それで、個人住民税につきましては、今までが64,500円であったものが126,500円と、62千円の増になるというふうなことで、所得税と個人住民税を合わせればプラス・マイナス・ゼロになりますというふうなことです。

それから、もう一つ申し上げますと、次の2段目、下ですけれども、例えば、年収7,000千円の独身の方につきましては、所得税につきましては改正前と後では97,500円安くなりますよと、所得税が、個人住民税については97,500円逆に上がりますというふうなことで、トータルでは781千円の税額で変わりませんと。

そして、夫婦、子供2人の標準世帯につきましては、下の方に例として具体的に挙げておりますとおり、年収3,000千円の方については、所得税はこれまでかかっておりませんし、今後にもかからないと、個人住民税については、これまで9千円かかっていたものが、今度も9千円かかると、それでトータルゼロですというふうなことで、年収がかなり多く、ここに一番下で、例えば20,000千円というふうな方につきましては、トータルで8,400円のマイナスというふうなことになりまして、基本的には今回の10%比例税率化につきましては、所得税と住民税を合わせれば、プラス・マイナス・ゼロで新たな負担増はないというふうなことになっております。

続きまして、15ページを再度お開きください。

第34条の6ですけれども、改正前の第34条の4の削除、改正後の第34条の5の挿入に伴う引用条ずれの改正でございます。

第34条の7、前条と同様に改正前の第34条の4の削除、改正後の第34条の5の挿入に伴う引用条のずれの改正と、配当割株式等譲渡所得割に係る還付が発生した場合に、市民税の均等割や県民税にも充当できるとする充当規定の整備でございます。この改正において、市民

の方への負担には変動はございません。

16ページをお開きください。

第36条の2第1項、第34条の2と同様に、所得控除のうち「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改める改正でございます。

第36条の2第6項、所得税法の改正に伴う引用条項の追加の改正でございます。

第53条の4、市民税の所得割の税率の6%化に伴い、分離課税の所得割、退職所得ですけれども、の税率も6%とする改正でございます。

第57条、地方税法の改正に伴う引用号のずれの改正と、本条をこの項に改める用語の改正でございます。

第59条、地方税法の改正に伴う引用号のずれの改正でございます。

第95条、市たばこ税の税率を1,000本につき3,064円とする改正でございます。なお、実質の税率の改正につきましては、あとの附則第16条の2項で改正があります。

附則第5条第2項及び第3項は、第34条の4、第34条の5の改正に伴います引用条等の改正でございます。

18ページをお開きください。

附則第6条、地方税法の改正に伴います引用条項のずれの改正と、「本項」を「この項」、「雑損失」を「雑損失の金額」に改める用語の改正でございます。

附則第6条の2、前条と同様に地方税法の改正に伴います引用条項のずれの改正と「本項」を「この項」に、「雑損失」を「雑損失の金額」に改める等の用語の改正でございます。

20ページをお開きください。

附則第6条の3、地方税法及び同法施行令の改正に伴います引用条項のずれの改正でございます。

附則第7条、所得税法用語の改正に伴う改正と第34条の4、第34条の5の改正に伴います引用条等の改正でございます。

附則第7条の2、市民税の所得割の税率の6%に伴います削除の改正でございます。

附則第7条の3、税源移譲に伴い、所得税上の住宅ローン減税の恩恵が減った分を、平成20年度から平成28年度に限り住民税から減額して賦課する改正でございます。これは、これまで住宅ローン減税は所得税のみであったわけですが、今回の比例税率化によりまして、これまでの減額が少なくなるという方が出てまいりますので、その分を、少なくなった分を住民税の方から控除しようというふうなことで、納税者の方については実質の税の金額は変わらないというふうにする措置でございます。

附則第8条、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条ずれの改正と肉用牛の売却による事業所得の税率を1%から0.9%とする改正でございます。

22ページをお開きください。

第53条の4の改正、別表というのは、ここにちょっと掲げておりませんが、退職所得に係る市民税の特別徴収税額表というのがございますけれども、その税額表の削除の改正でございます。

附則第16条の2、市たばこ税の税率を旧3級品以外の製造たばこ1,000本につき2,977円から3,298円に、旧3級品を1,000本につき1,412円から1,564円にする改正でございます。3級品以外は321円の増、3級品は152円の増、国、県と合わせ3級品以外は852円の増、3級品は404円の増というふうになります。

附則第16条の4、地方税法の改正に伴う引用条項ずれの改正と、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条ずれの改正、土地等の譲渡所得の税率を9%から7.2%とする改正でございます。

実質の税率につきましては、附則第17条、第18条で改正となります。

附則第17条、地方税法の改正に伴う引用条項ずれの改正と、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条ずれの改正及び市民税の所得割の税率の6%化に伴い、一般の長期譲渡所得に係る税率を3.4%から3%とする税改正でございます。

24ページをお開きください。

附則第17条の2、地方税法及び租税特別措置法の改正に伴う引用条項ずれの改正と、「本条」を「この条」に改める用語の改正、市民税の所得割の税率の6%化に伴い、優良住宅地等の譲渡所得に係る税率を2.7%から2.4%、20,000千円を超える場合には3.4%を3%に改める改正でございます。

附則第17条の3、市民税の所得割の税率の6%化に伴い、居住用財産の譲渡所得に係る税率を2.7%から2.4%に、60,000千円を超える場合には3.4%を3%に改める改正でございます。

26ページをお開きください。

附則第18条、地方税法の改正に伴う引用条項ずれの改正と、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条ずれの改正及び市民税の所得割の税率の6%化に伴う短期譲渡所得に係る税率を6%から5.4%とする改正でございます。ただし、国等への場合には3.4%を3%に改める改正でございます。

附則第19条、地方税法施行令の改正に伴う引用条項ずれの改正と、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条ずれの改正及び市民税の所得割の税率の6%化に伴い、非上場株式の譲渡所得に係る税率を3.4%から3%に改める改正でございます。

28ページをお開きください。

附則第19条の2、地方税法施行令の改正に伴う引用条項ずれの改正と、特定管理株式の無価値化の課税の特例から、有価証券先物取引による譲渡分を除く改正と「本条例」を「この条例」に改める用語の改正でございます。

附則第19条の3、地方税法施行令の改正に伴う引用条項ずれの改正と、市民税の所得割の税率の6%化に伴い、上場株式に係る譲渡所得の税率を2%から1.8%に改める改正でございます。

附則第19条の4、地方税法の改正に伴う引用条項ずれの改正でございます。

附則第19条の5及び30ページの附則第20条、地方税法の改正に伴う引用条項ずれの改正と附則第19条の改正に伴う引用条項ずれの改正、「本条」「本項」を「この条」「この項」に改める用語の改正でございます。

附則第20条の2、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条項ずれの改正及び先物取引に係る所得の税率を3.4%から3%に改め、「本項」を「この項」に改める等の用語の改正でございます。

32ページをお開きください。

附則第20条の3、地方税法の改正に伴う引用条項ずれの改正と、「本項」を「この項」に改める用語の改正でございます。

附則第20条の4、市民税の所得割の税率の6%化に伴います引用条項ずれの改正及び条約適用利子配当等の所得の税率を68%、または3分の2を5分の3に、3.4%を3%に、2%を1.8%に改める改正でございます。

34ページをお開きください。

改正前の附則第21条、定率減税の廃止に伴い削除をする改正でございます。別表を削る改正、これは市民税の所得割の税率の6%化に伴い、分離課税の退職所得の税率も6%とされることに伴う別表の削除、税額表がございますけれども、の削除でございます。

改正附則第6条による平成17年度の市税条例の一部を改正する条例の附則第2条第5項の改正、第34条の7第1項の改正による改正でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私はきょう冒頭、この問題についてはもっと論議をする、じっくり時間をかけて論議をするという意味で、委員会付託などの提案をしましたが、正直申しまして、今聞いた分で質疑をせろと言われても、本当にそれはもっと勉強してから来いと言われればそれまでですが、ある程度のところはわかって、本質がわからない分もあります、正直言って。特に今、今年度の税金の確定があって、皆さんのお手元に配られていますよね。きのうの朝も私ある人に怒られました。何でがん上がととて、倍になつとつばい、去年よいかて。つまり所得がふえられたということじゃなくて、制度の変更によってそういう状況が生まれているわけですがね、そういうもろもろの問題が関連してくるわけで、私はもっと時間をかけてしたい

と思うんですが、例えば、今説明されたのだけで言えば、後ろのグラフでもわかるように、上がとっと、下がとっとあってね、差し引きは何もなかばいというような、それで終わるわけですね。

しかし、果たしてそうなのかということで、私もよくわかりませんからお尋ねをしますがね、例えば、人的控除額の問題がありますね。この人的控除額では、税を増加させないというようなね、そういうのがあると思いますが、例えば、ここに書いてありますが、グラフの下に一定の社会保険料が控除されたものとして計算をするということになります、税金の控除というのはいろいろあるでしょう、社会保険料だけじゃなくてですね。だから、制度的にそういうものも減額ができるような状況になっているかということをもっとお尋ねしたいと思いますがね、例えば、ほかの生命保険料の控除だとか寄附金控除だとかいうのがありますね。そういうのに対しても、措置が今回とられるのかどうかですね、申告をする場合のね。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

今回の比例税率化に伴います人的控除につきましては、もう少し具体的に御説明いたしますと、今、議員申されますように、今までは社会保険料控除とか、それから寄附金控除とか雑損控除、いろいろあったわけですが、そういうものはこれまでと何ら変わっていないというふうなことで、例えば、そういうものは扶養があるなしは関係なく今までと全然変わらないと、ただ、比例税率化に伴って住民税の方が税率が上がりますから、所得税の税率が下がりますから、この人的控除によって調整というのは、先ほど申しましたように、基礎控除だけの人であれば、50千円の格差がありましたので、その分で当然住民税の税率が上がりますから、50千円の分がふえてくる、トータルすればですね、ふえてくるということになりますので、その分がふえないようにするための調整措置ということでございます。

それで、人的控除以外の社会保険料控除とか生命保険——生命保険料控除であっても一緒ですけれども、ただ一つ変わったのが、冒頭申しました損害保険料控除が新たに地震保険料控除というふうなことで、これまでは所得税等については短期、長期というふうなことで——ちょっと済みません。済みません、失礼しました。損害保険料控除というのは、これまで国税では長期が15千円、短期として3千円の控除を上限15千円にしていたわけですが、これは改正後、長期地震保険料控除ということで、国税では50千円の控除をして、短期はなくなります。それで、住民税につきましては、長期が10千円、短期が2千円であったもの、最大で10千円であったものが、長期として、先ほど申しましたように25千円まで控除額が大きくなると、そのかわり短期という、短期損害保険料というのはなくなるというふう

なことになっています。唯一控除で変わるのはいくらです。あとの社会保険料とかいろいろな控除につきましては、これまでと何ら変わらないというふうなことです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、そういう変更があることによって、増税も生まれてくると、全部じゃないですがね、増税ということもあり得ると考えるべきですかね。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

基本的には、今回の10%比例税率化に伴う、それだけ考えれば、増税というのは所得税と住民税トータルで合わせれば、増税という部分は出てこないというふうになっております。

（「だから、その保険税の控除の関係で増税が出てくともあり得る……」と呼ぶ者あり）ほかの保険税に関連してということですか、住民税だけじゃなくて。それとは全く関係ございません。

○議長（小池幸照君）

一問一答でやってください。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

結局、生命保険控除とか損害保険控除、今回地震何とか、そういうのとか、寄附金控除とかいうのがありますが、そういうのはこの表に出されているのはあくまでも基準ですから、そういうのを引かないで、プラス・マイナス・ゼロですよという形の説明になっていると思いますが、現実的にはそういう控除対象があるわけでしょう。所得税の申告、住民税の申告にしてもね。だから、そうなった場合に、取り扱いとしては、そういうことがされることによって増税ということもありますかと。措置がとられていないわけでしょう、保険関係にすれば。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

今、議員おっしゃっているのは、寄附金控除とか保険料控除とか、そういうふうなものが関係してきて、結果的には増税になるんじゃないかというふうな御指摘だと思いますけれども、そういうことはございません。ただ言えるのは、先ほど申しましたように、地震保険料控除ということで、15千円だったのが25千円まで控除が10千円ふえるということで、トータルで合わせれば少しは減額になりますけれども、基本的に増税ということとはございません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に行きますが、寄附金控除の対象というのは、所得税と住民税では同じですかね、その辺お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

寄附金控除については、ちょっと私も急に言われて、実際所得税と住民税では若干寄附金控除の対象となるものが違うというふうに、私は理解はしておりますけれども、じゃあ、どう違うのかというのは、今資料を持ち合わせておりませんので、勘弁いただければと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

寄附金、さっきの対象、大きく違いますね。と、私の理解が間違いないか聞いたわけですがね、結局、所得税では国とか地方自治体のほかに独立行政法人、学校法人、社会福祉法人、政党、認定のNPOなどということで、非常に広いわけですね。ただ、住民税では地方自治体、共同募金会、日赤ということで限定されていますね。そういう状況の中で、税の違い、増税になるというようなことは考えられませんか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

今の御指摘の寄附金控除の所得税と住民税の対象の違いというのは、これまでもあったことでありまして、これからそれが大きく変化するということは、今のところございませんので、今まで対象になっていた分については対象になると、寄附金控除額も一緒ですというふうなことで、それによって、今回の改正によって、その寄附金控除が該当していたものが該当しないとか、控除額が引き下げられるというふうなことはございません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に、住宅ローンとの関連でおっしゃいましたが、これは結局、減額を受けられるようになるわけでしょう、住宅ですね。その場合に、特別なことをしないでも、黙っていても自動的にそれは特別なあれがありませんので、措置が適用される、ここは今までと違ったからし

ますよという形になるのか、何らかの対応をしないとできないのか、というのは、せっかく制度があっても、この税の問題だけじゃないですが、利用できない人も——利用できないじゃなくて、知らんがゆえに利用されていない、何か取る分についてはじゃんじゃん直接取られますがね、そんなのについてはなかなかないというのが行政の仕事ですので、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

住宅ローン減税につきましては、所得税については当然確定申告をされるわけですから、本人さんが税務署に確定申告をされます。それで、住民税の減税に該当される方については、税務署の方からうちの方に連絡が参りまして、そしてその分を住民税の方から減額をするというふうな形になりますので、所得税の確定申告で住宅ローン減税を受けられた方については、税務署からうちの方に連絡が来ることになりますので、それは所得税減税は受けても住民税減税は受けることができなかったということは、該当される方についてはですよ、ないというようなことです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの説明では、そういうことだと言いますが、何かで見ましたら、それは申請をしないと来ないということを、住民税減税申請書の提出をしないと来ないということを、私は見たような気がしますので、そういうことになれば、先ほど言ったように、せっかく受けられてもできないという面がありますから、そういうところはやっぱり申告時期の徹底というのですか、そういうところはぜひやるべきだと思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、ここに表が出ていますが、実質的には変わらないといっても、やっぱりここで見ますと、例えば住民税にしてみますと、現行では2,000千円以下は5%だった、2,000千円から7,000千円が10%で、今回とんとんになってというような形ですね。それから、その下もそうですが、すべてが所得の低い人が割が高くなっていくというような、もちろんその分は別の措置でしますということでしょうが、となっておりまして、それで参考までにお尋ねしたいと思いますが、37ページの表のところで行きましょうか。大体ここに3,000千円から20,000千円までの所得、給与収入が書かれておりますが、鹿島市全体でそれぞれ何世帯ぐらい、世帯数を教えてください。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。といいますか、18年度分につきましては、現在我々税務課で7.1調査ということで実施をして、市民税の課税調査をするわけですが、そのときに具体的に数字が出てまいります、総所得の今の20千円から云々ということじゃなくて、課税標準額で申しますと、2,000千円以下の方が全体の80%、課税標準額がですね。それで、2,000千円から3,000千円までの方が10%、それで、3,000千円以上の方が10%というふうになっています。これは総所得ではなくて、済みませんけど課税標準額ということで、先ほどいろいろと話に出ていた、そのいろんな控除を引いたりして、税金を实际かける所得の方が、今のような割合になっていると。そして、ちなみに17年度で申しますと、納税義務者が1万1,115人というふうなことで、内訳が今申しましたような形になっています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、今回のこの税源移譲によって、鹿島市が財政的にどれだけの変化が出てくるのかお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

まず、お断りをいたしますけれども、この影響見込みということで、申しわけないんですけれども、17年の当初の課税ベースで御勘弁いただきたいと思っておりますけれども、今回の税率改正につきまして、これ定率減税まで含めますけれども、来年度からになりますけれども、285,220千円が増というふうに我々としては見込んでおります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしたいと思います、今の説明で所得税と住民税のバランスをとることによって増税はないと、先ほど保険控除云々もないというようなことで、余り変わりはないというようなことでしたが、例えば定率減税とか、定率減税全部廃止になりますね。そういうのをしますと増税でしょう、市民にとっては。じゃあ、これは今説明された分についてはそうなんだけど、実質的には市民に対しては増税だと理解を私はしますが、間違いありませんか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

先ほどから申していますように、今回の10%の比例税率化については、所得税と住民税では基本的には増税はないと、ただし、今御提案申しています定率減税の廃止に伴います関係で、それについては税が今まで定率減税というのを実施されてきたわけですから、その分が当然なくなるということで、その分についてはふえるというふうなことになります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの案については、私は反対の態度をとりたいと思います。

今いろいろ論議をして——いろいろ論議というか、まず冒頭申し上げたいと思いますが、もっと十分にそれぞれのところで具体的な問題で論議をしながら、市民に対してどうなっていくかということをした上での結論を出すことが私は大事だったと思いますが、委員会付託というのがなくなりましたので、こういう形になったわけですがね。今説明された分においては、さほど変わらないというような状況ですが、先ほどからあっておりますように、定率減税の廃止、その他もろもろの問題が、今やっぱり増税の方向で来ておりまして、市民にとっては本当に大変な事態を生み出すという今回の案だと思います。

もう既に、先ほども申し上げましたが、今年度の税金の確定が来て、多くの市民の皆さんから何でもかんでもやろかというような、そういう声ももう既に出てきている中で、ますますこういう状態が生まれてくることに対して、私はやはりこれを容認することはできないと思います。税金だけでなく、さらにこれからは医療費の改悪によって医療費の負担がふえるとか、いろんな問題で私たち市民にとって大きなしわ寄せが出てきている今日です。こういう状況の中ですので、私はこれには反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第37号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第37号は提案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

午後 2 時33分 休憩

午後 2 時43分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第38号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第38号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

それでは、議案書の38ページ、39ページ、説明資料の38ページをもとに御説明をしたいと思います。

議案第38号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、助成対象範囲を拡大するという部分と、県の乳幼児医療費助成事業の補助金交付要綱が一部改正になりまして、それに伴う整備を行うものでございます。

説明資料の38ページをお開きください。

まず、改正点、主なところを御説明申し上げますが、第2条の1号、乳幼児の規定がございます。旧の「4歳に満たない者」を「小学校就学前の者」と改正をするものでございます。対象年齢を拡大するということでございます。

同じく同条4号でございますが、保険給付につきまして、入院時の食事療養の部分、旧の部分でございますが、ここの部分を新では削除となっております。

そして、ただし書きで上げておりますが、「ただし、食事療養に関するものは除く。」ということで、新で変更をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、助成対象者第3条の関係でございますが、2項の1号の中で第1号助成対象者、旧で申し上げますと「3歳に満たない者」という表現になっておりますが、満たない者の内容が非常にわかりにくいものになっておりますので、わかりやすく変更をしたということでございますが、「満3歳の誕生日の属する月の末日以前の乳幼児」、当月まで、誕生月までということで変更をさせていただいております。

続きまして、第4条の5項でございますが——ちょっと説明飛ばしましたが、先ほどの第1号の対象者というのは、県の助成制度に基づくものでございます。

続きまして、第4条の5項、第2号助成対象者というのがございますが、これは市の単独

部分でございます。ここの旧の中で対象者を歯科ということで、歯科医療の部分がございましたが、歯科の部分削除しております。そして、「当該一部負担金に相当する額」という部分を、「一部負担金の2分の1に相当額を助成する」ということで変更をいたしております。

それから、第6条の中の旧で「満4歳の誕生日の属する月の末日」ということで2号の中に規定をしておりますが、これを小学校に就学する年の3月の末日までということで変更をいたすものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

これちょっと確認という意味で質問したいと思いますが、先ほどの第4条の第2号、助成対象者、これは市の部分ですよね。今までは歯科医療については3歳児から4歳児未満までは無料ということでしたけれども、今回の条例の改正によって、それが3歳児以上4歳児未満の部分については2分の1の助成ということで、施策的にはちょっと後退ということになると思うんですが、そういうことで理解してよろしいんですか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

確かに市の助成の部分というのは、就学前まで拡大をいたしました。ただ、唯一ここの歯科医療の部分の3歳児の歯科医療、今まで全額でございましたが、これをすべての医療に拡大をするということ、当然歯科医療もすべて3歳以上、就学前までということになりますので、結果的には、総合的に考えたらプラスになるだろうということで、この部分につきましては、若干今までよりサービスが落ちますが、そういうことで御理解をいただきたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されております問題については、一般質問でも取り上げましたが、結論から言って、先ほど徳村議員の方からもありましたように、二つの後退要因が入ったということで、非常に残念ですが、ともかくとしまして、就学前の子供たちの医療費について、2分の1とはいえども、ここまで制度をつくっていただいたことには本当にありがたいと思っております。

ただ、今全国的にも就学前医療費の無料制度というのは進んでおりますし、特に県内でもことしから嬉野もそうだということですね。嬉野なんかでも無料化が実現をするという形になりましたが、そういうことからいきますと、6歳まで全部を無料にするというのもですが、まず、3歳の歯科医療費、昨年やっと無料にさせていただいたわけですが、私はできたならば3歳の歯科医療はもちろんですが、全疾患を無料にして、そして4歳から就学前の医療費を2分の1補助というような対応を、もう一步突っ込んでやっていただいたらよかったなという気がします、そこでお尋ねしますが、3歳児のみを全疾患無料にした場合、果たしてどれくらいの予算が必要なんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

歯科医療費が4歳の人は全額ということになってたですね。3歳までのを1年延ばしてですね。（発言する者あり）3歳の人がですかね、（発言する者あり）3歳がですね。そして、人間がその3歳でずっととどまってくぎ、今おっしゃるように後退なんです。しかし、この人はずっと年とっていきます、3歳から4歳、5歳、6歳と、同じ人間は。そうしますと、この3年、4年の間が半額になりますから、実質的には後退でも何でもないんです。そういうふうにとらえていただければと思いますが。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長はそうおっしゃいますが、残念ながらそうとらえられません、私は。それぞれとらえ方はあると思いますがね。だから、3歳、それはもうそれぞれ上がっていくわけだから、そのときに来た人はそうだということでみんながね、本当に期待をしとったわけですから、私はそういう、あ、そうですかとは言いませんので、福祉事務所長御答弁を。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後2時53分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

20番議員の質問に対する答弁を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

申しわけございません。お待たせをいたしました。

4歳児だけを全部全額補助をした場合ということで考えますと、新たに、これは試算でご

ざいますが、あと6,800千円必要となります。これは年額でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

6,800千円ですね。3歳児——4歳児とおっしゃったが3歳児ですよ、4歳未満だからね。それで、歯科の当初予算が70数万やったですよ。歯科のみ無料の場合にね。そして、実際は3分の2も使ってましたかね、決算ではね。決算でというか、そうだったと私は思いますがね。じゃあ、一般歯科以外の全疾患でそんな6,000千円も要るわけですね。たとえ6,000千円要ろうがなにしようが、せっかくそういう（発言する者あり）今ですね、何度も同じこと言いますがね、今回は40,000千円欲しいじゃございませんが、6,800千円あればそういう形で進んでいくわけですよ。だから、私はいろいろは申しませんが、ぜひ早い時期に、これはもう3歳児だけじゃありません。就学前までの無料化をお願いをしたいと思います。

それと、一番後退したので腹が立つのは、これはもう市の直接の責任じゃないわけですが、一般質問でも申し上げましたが、県が制度化をしたことによって、それに乗かってしまったということですが、一般質問でも言いましたが、どうですか、県に対して、これは復活、たった20,000千円でしょう。この前も申しましたが、知事が退職金ば来年半分とつぎにや、もう20,000千円出てくるわけですね。そういう本当に古川知事さんが県内の子供たちのことを思っただけならば、そういう状況もできると思いますが、それはとにかくとしまして、ぜひその復活要求をこれはお願いしたいし、鹿島市単独じゃなくて、関係自治体とも話し合ってもらいたいと思いますが、既にそういう話が出ているのかどうか。そして、再度交渉する気持ちがおありなのかどうか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、先ほど議員がおっしゃられた20,000千円というのは、7月から3月までの9カ月分で県の補助の部分が20,000千円、総額で40,000千円程度の負担がかかるということでございます。

それから、先ほどおっしゃられました入院時の食事療養費の部分、この部分の復活折衝はということでございますが、私たちはその食事療養費の方じゃなく、本体の方、医療費助成すべてを小学校の就学前まで対象を広げてくれという要望を、これはすべての市、全市の共通の要望ということで毎年上げております。国の方もいろいろ動きがっておりますし、当然私たちからすれば、市民に対しては私たちがやっていく必要性がございますし、県民とい

うことでいいますと、鹿島にいる県民に対しては県の補助が必要じゃないかということで、毎年度強く要望をしてくれているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

就学前までの要求、それはもう当然のことだと思いますし、これまでも何度も要求してきているということは報告を受けてきましたが、突如こういう関係で入院時の食事療養費が削られるということですね。だから、そののどこに対してはその都度対応すべきだと私は思いますが、例えば、県がそれを撤回しないまでも、県内の自治体でもこれを単独でそのまま補助金出すようになったところあるでしょう。ありますね。鳥栖がそうだと思いますが、間違いですかね。そういう状況にあると思いますが、この前ちょっとお尋ねしたときに、800千円弱ですね、その削られる予算というのが、そんなおっしゃったと思いますが、さっきは6,800千円ですが、800千円弱ですがね、市が単独でこれを継続するという考えは全くありませんか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

議員がお聞きになった件と、私たちが直接担当課としてそれぞれの市町村に聞いた部分と回答が違うようでございますが、うちが聞いた中では鳥栖市さんも、上程の議案として出す時期は少しおくれておりますが、しばらく様子を見るということでの、そういう部分を含めてそうおっしゃっているかもしれませんが、最終的にはこの案で出していきたいというふうなことでお聞きをしております。ほかの市町村も、特に市が今10市ございますが、その中でほかの市に確認したところでは、このままの形で出していくということでございます。

そういう状況も考えまして、うちも額的なもの、動向ございますが、全般的にほかの部分も出てまいります。そういうことを考えて、現時点ではこのままの形でいかせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、最後の質問にしたいと思いますが、せっかく制度がつくられました。それで十分に利用していただく——十分にと言うたらおかしいですが、やっぱり制度は利用していただくということは大事ですが、支払いの方法についてお尋ねをしたいと思います。償還払いなのか、窓口での助成なのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

今回の部分については償還払い、ですから本人さんの申請をもとにする支払いという形でやらせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

償還払いということですが、例えば、私だってそうですね、ちょっと病院行こうかというときに、手元にお金がないときもありますよね。以前もそういうことがありました。子供さんがいらっしゃるところから、今から病院に連れていかんばいけん、お金ば貸してくれと来んしゃったことがあります。私はほかの相談は受けるけど、お金は貸し切れないと、もうそがんしょつぎたまったもんじゃないですからね、だから、そのことをおっしゃっていただければ、病院は受けてもらえるでしょうということと言ったことがあります、その方はお金のなかとには行かれんというようなことをおっしゃった方がありますが、そういう状況ですから、せっかくそういう制度ができたわけですから、その場で半額で済むということになれば、本当に助かるわけですね。

例えば、私はいつか、これはほかの問題で言いましたね、教育委員会のとてだったですかね、例えば就学援助金が出ているけど、修学旅行費は後からしか来んけんね、その準備ができんでやられんと、やるにしたらその辺から高利のお金を借らんといかんというような状況があるんだということを言ったことがあります、せっかくの制度ですから、生きた形で利用できる本当に利用する人が、ああ、よかったなと喜んでいただけるような、そういう制度づくりこそ、温かい市政のあわれじゃないかと私は思うんですね。そういう面で、医師会とのいろんな問題もあると思いますが、その点は事務的な手続のやり方で、私はできるんじゃないかと思いますが、そういう問題についてはいかがでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃっていることは、十分理解できます。ただ、今、県の方で3歳未満児につきましては、そのような現物給付という言い方をいたしますが、現物給付の方でやっております。これはなぜできるかといいますと、県内の病院が統一してどこの市町村に対してもできるということで、これは県の方でシステムを組んでいただいています。そういうこと

から、これは県議会等でも質問があったようでございますが、全部の市町村が同様の制度をやってもらったらできますよというふうな答弁もあっているようでございます。

ですから、鹿島の場合は2分の1、どこだったら3分の1とか、全額給付とかゼロとか、こういうことだったら、そのシステムに乗り切れないというふうな現状がございます。当然、県が就学前まですべて、どこの市町村に対しても同様のサービスができるという、そういうことが出てまいりましたら、同一のシステムでできますので、そこまで待たざるを得ないのかなということで判断をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私はぜひそういう体制に持って行っていただきたいと思います。今の制度の中でも、前は現物給付じゃなかったのを現物給付にという要求を再三申し上げて、そういう形になってきたと思いますが、じゃあ、償還払いだとした場合に申請の方法は、市役所に申請用紙をとりに来るのか、それぞれの医療機関に申請書を備えつけていただくのか、その辺をお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

現時点では用紙を下さいというふうな病院と、そうじゃないところとございますが、なるべく市内の病院には置いていくようにしたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

下さいというところとそうでないところとあるということですが、そういうことじゃなくて、やっぱり市の方から置かせてくださいと、どがんですかと言いよつぎ、それはもうやぐらしかぎ、もうせん方がましやけんですね。だから、お願いしますと、頭下げても減りませんので、ぜひ皆さんのためにお願いをしていただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

ちょっと発言が明確じゃなくて申しわけございません。まだ医師会に正式にお願いしておりませんでしたので、そういう表現になっておりますが、医師会とか歯科医師会等を通じて

そのようにやっていきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

議案第38号について、私は賛成をしたいと思います。

幾つかの条件はつけさせていただきたいと思いますが、本当に振り返ってみますと、36年間、就学前医療費ということは何度ここで言ってきたかわかりませんが、多くのお母さんたちと一緒に署名をとったり、県に要請に行ったり、それから厚生省に要請に行ったり、いろんなところでこの取り組みをやってきたことを今思い出しますと、本当にやっとここまでたどり着いたのと、富士山に登るより大変だったなという気がしております。我が子のためと思って頑張ったのが、我が子が子供を持つ年までですね、こういう状態になったわけですが、本当にもう感無量です、きょうは私は。そういう気持ちでいっぱいですが、しかし、もろ手を挙げて喜ぶわけにはいかないわけですね。本当に残念ですが、一応2分の1の補助という制度、このことは早急に全額補助をしていただく体制をとっていただくことをお願いしたいと思います。

それと、今回せつかくのこういう制度の中で、県の制度とはいえ、食事療養に関するものが除かれたということ、それから市が独自で歯科医療について無料化をしていた分についても後退せざるを得なくなってきたというような問題、こういう問題をいつときも早く解決をし、そして完全に小学校就学前の子供たちの医療費の無料制度ができることを望むものです。

それから、せつかくの制度ができておりますので、利用するお母さんたちが本当に利用しやすいような事務的な取り扱いをやっていただくことをお願いして、私のきょうの賛成の討論にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第39号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案第39号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い条例の整備をしたいもので、今回提案をするものでございます。

説明資料の39ページをお開きください。

新旧の対照表で御説明を申し上げますが、旧の第2条8号の中に保険給付、ここの中の「入院時食事療養費」というのが入っております。ここの部分が新では削除、入院時の食事療養費が対象から外れております。

それから、ただし書きで、「ただし、食事療養に関するものは除く。」ということで、保険給付の対象から外れております。

こういうことで内容を変更させていただきたいという提案でございます。

施行期日につきましては、本年8月1日からの施行ということで考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第40号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案書の42ページ、43ページ、説明資料の40ページに基づき御説明を申し上げます。

議案第40号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、この件につきましても、佐賀県の重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴う条例の整備でございます。

説明資料の40ページをお開きください。

改正点につきまして、アンダーラインを引いておりますが、これも同じく入院時の食事療養費の部分が対象から外れてまいります。新の方で「ただし、食事療養に関するものは除く。」ということで、ここの部分で外してあります。

それから、同じく第2条の第7号の方に、ここも同じ部分でございますが、老人保健法の関係の部分もございますので、入院時の食事療養費、ここの部分が対象から外れております。

それから、助成につきましての第4条でございますが、旧の方の「負担金に対し助成するもの」という部分が「一部負担金から各月500円の自己負担金を控除した額を助成するもの」ということで改正になっております。

施行の期日につきましては、これも18年の8月1日からの施行ということで予定をしております。

以上、御提案を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。（「議長、休憩をよかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後3時17分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第41号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14、議案第41号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案集の44ページ、45ページ、説明資料の41ページに基づき御説明を申し上げます。

議案第41号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

この改正につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い改正する必要が出てまいりましたので、今回提案するものでございます。

資料の41ページをお開きください。

これは鹿島市心身障害児通園施設といいますのは、老人福祉センターの2階にございますすこやか教室のことでございます。

ここの中の旧の利用者負担金第5条の部分の「児童福祉法第21条の10第2項第2号の規定に基づく」というものが、これが、ここの部分が廃止になりましたので、新たに「障害者自立支援法第29条第3項の規定」ということで変更になっております。今回その部分の改正でございします。

適用につきましては、18年、ことしの4月1日からということでの適用にさせていただきますと思います。

以上、よろしく御審議の方、お願いをいたしたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例につ

いては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明17日から19日までの3日間は休会とし、次の会議は6月20日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時22分 散会